(一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会

日 時:令和5年10月27日(金)15:30~17:00

場 所:ワークピア横浜 2階 おしどり

議事次第

司会:関東地方整備局 企画部

技術開発調整官

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
 - 関東地方整備局 局長
 - 神奈川県 県土整備局 都市部長
 - (一社) 神奈川県建設業協会 会長
- 3. 情報提供
 - ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
 - ◇ 建設産業行政の最近の動き
 - ◇ (一社) 神奈川県建設業協会の活動状況
- 4. 前年度意見要望への対応状況
- 5. 意 見 交 換
 - ◇ (一社) 神奈川県建設業協会 提案テーマ
 - 1) 公共事業予算の拡充と早期執行について
 - 2) 市町村への品確法運用指針の徹底について
 - 3)入札契約制度・運用の改善について
 - 4) 働き方改革への対応について
 - 5) 適切な現場対応について
 - 6) DXの推進について
 - ◇ 自由討議
- 6. 閉 会
 - 関東地方整備局 副局長

配布資料一覧

<関東地方整備局>

・関東地方整備局の取り組みについて	整備局資料-1
建設産業行政の最近の動き	整備局資料-2
・前年度意見要望への対応状況	整備局資料-3
• 令和 5 年度 回答	整備局資料-4

<建設業協会>

・意見交換会要望事項協会資料-1・令和5年度人材確保・育成のための新たな取組み協会資料-2

令和5年度 神奈川県建設業協会との意見交換会 出席者名簿

【神奈川県建設業協会】	
会長	松尾 文明
筆頭副会長 兼横浜支部長	渡邉 一郎
副会長	小池 克彦
副会長	長谷川 辰巳
副会長 兼川崎支部長	村松 久
副会長	山本 善一
副会長	工藤 英司
総務委員長	黒田 憲一
企画委員長	馬淵 圭雄
土木委員長 兼横須賀支部長	永井 福男
建築委員長 兼相模原支部長	櫻内 康裕
建設みらい委員長	白井 崇雄
茅ヶ崎支部長	加藤順一
平塚支部長	浅沼 平
県央支部長	大野 治雄
海老名支部長	木内 修
大和支部長	国方 広一郎
専務理事	金子 浩之

【神奈川県】	
県土整備局都市部 部長	池田 一紀
【横浜市】	
技監	高瀬 卓弥
【川崎市】	
建設緑政局道路河川整備部 部長	鈴木 健司
【相模原市】	
都市建設局土木部 部長	渡邉 建太郎

【関東地方整備局】	
局長	藤巻 浩之
副局長	衛藤 謙介
副局長	森 毅彦
企画部長	西川 昌宏
建政部長	家田 健一郎
港湾空港部長	原田 卓三
企画部 技術調整管理官	須藤 純一
企画部 技術開発調整官	髙森 治
建政部 建設産業調整官	堀井 英則
企画部 技術管理課長	荒井 幸雄
企画部 技術調査課長	佐藤 潤
建政部 建設産業第一課長	一力 哲也
営繕部 技術・評価課長	小林 輝雄
京浜河川事務所長	嶋崎 明寛
横浜国道事務所長	宮本 久仁彦
川崎国道事務所長	藤坂 幸輔
相武国道事務所 副所長	今村 忠彦
相模川水系広域ダム管理事務所長	羽澤 敏行
国営昭和記念公園事務所 副所長	丸山 徳彦
横浜営繕事務所長	西村 研二
京浜港湾事務所長	神田 尚樹
東京湾口航路事務所長	三上 晃
横浜港湾空港技術調査事務所長	中川 大

令和5年度 (一社)神奈川県建設業協会との意見交換会 座席表

会 場 : ワークピア横浜 2階 おしどり

	-			随	行者			-									
1		i	T		T					1				報道	関係		7
:			海老名支部長	大和支部長	県央支部長	平塚支部長	茅ヶ崎支部長	建設みらい委員長									
.			木内 修	国方 広一郎	大野 治雄	浅沼 平	加藤 順一	白井 崇雄									
╛			土木委員長・				筆頭副会長・	神奈川県建設業協会			副会長・			建築委員長	Ī		
			横須賀支部長	企画委員長	副会長	副会長	横浜支部長	会 長	専務理事	副会長	副会長・ 川崎支部長	副会長	総務委員長	兼相模原支部長			
	Г		永井 福男	馬淵 圭雄	工藤 英司	長谷川 辰巳	渡邉 一郎	松尾 文明	金子 浩之	小池 克彦	村松 久	山本 善一	黒田 憲一	櫻内 康裕	建政部		
															建設産業第一課長 一力 哲也		
	-	建政部													営繕部	***************************************	
Ħ		建設産業調整官 堀井 英則													技術·評価課長 小林 輝雄		随
۲		企画部													企画部		行 者
]		技術開発調整官 高森 治													技術調査課長 佐藤 潤		
	-	企画部 技術調整管理官													企画部 技術管理課長	***************************************	100 m 100 m
		須藤 純一													荒井 幸雄		
	_		港湾空港部長	建政部長	企画部長	副局長	副局長	関東地方整備局 局 長	神奈川県 県土整備局 都市部長	横浜市 技監	川崎市 建設緑政局 道路河川整備部長	相模原市 都市建設局 土木部長			<u> </u>		—
			原田 卓三	家田 健一郎	西川 昌宏	森 毅彦	衛藤 謙介	藤巻 浩之	池田 一紀	高瀬 卓弥		渡邉 建太郎					
		,			· —	# 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		市市 本口針 W 市 W					セ 株 川 セ ズ ナ は	同学叨和如今	· T		
			京浜河川事務所 事務所長	横浜国道事務所 事務所長	川崎国道事務所 事務所長	横浜港湾航空技術 調査事務所 事務所長	京浜港湾事務所 事務所長	東京湾口航路事務 所 事務所長			横浜営繕事務所 事務所長	相武国道事務所 副所長	相模川水系広域 ダム管理事務所 事務所長	国営昭和記念 公園事務所 副所長			
			嶋崎 明寛	宮本 久仁彦	藤坂 幸輔	中川 大	神田 尚樹	三上 晃	随:	行者	西村 研二	今村忠彦	羽澤 敏行	丸山 徳彦			
							R.#	i行者									

令和5年度 (一社)神奈川県建設業協会との意見交換会(進行表)

令和5年10月27日(金)15:30~17:00 於:ワークピア横浜 2階 おしどり

時 間	内容	発言者	配付資料
《開会》			
15:30	開会	(司会:髙森 技術開発調整官)	
~ 15:45(15分	挨拶 関東地方整備局	関東地整 藤巻局長	
	神奈川県	神奈川県 池田都市部長	
	一般社団法人 神奈川県建設業協会	協会 松尾会長	
15:45 ~ 15:47 (2分	出席者紹介 ※資料確認含む		出席者一覧・配席表
《情報提供》			
15:47 ~ 15:55 (8分	関東地方整備局の取組		
	関東地方整備局の取り組みについて	企画部 佐藤技術調査課長	整備局資料-1
	建設産業行政の最近の動き	建政部 一力建設産業第一課長	整備局資料-2
15:55 ~ 16:00 (5分) (一社)神奈川県建設業協会の活動状況	金子専務理事	協会資料-2
《前年度意見要望への) 対応状況》	•	•
16:00 ~ 16:01 (1分		企画部 荒井技術管理課長	整備局資料-3
《意見交換》			
[協会側テーマ]			
	1) 公共事業予算の拡充と早期執行について	協会提案説明:	協会資料-1
, ,,	2)市町村への品確法運用指針の徹底について	1)から6) 金子専務理事 回答:1)企画部 荒井技術管理課長	±6.1# [3.78.4k]
	3)入札契約制度・運用の改善について	四台: 17正画部 元开技術官程誌長 企画部 佐藤技術調査課長	整備局資料-4
	4)働き方改革への対応について 5)適切な現場対応について	2)企画部 佐藤技術調査課長	
	6) DXの推進について	神奈川県 県土整備局 3)企画部 佐藤技術調査課長	
	0/0人の推進に 20・0	3/正画部 佐藤技術調査課長 企画部 荒井技術管理課長	
		4)企画部 荒井技術管理課長	
		営繕部 小林技術・評価課長	
		5)企画部 荒井技術管理課長 企画部 佐藤技術調査課長	
		6)企画部 佐藤技術調査課長	
		,	
〔自由討議〕			
16:41 ~ 16:55(14分	自由討議	(質疑:適宜発言)	
《閉会》			
16:55 ~ 17:00 (5分	閉会	関東地整 衛藤副局長	

関東地方整備局の取組について

令和5年10月27日



国土交通省 関東地方整備局

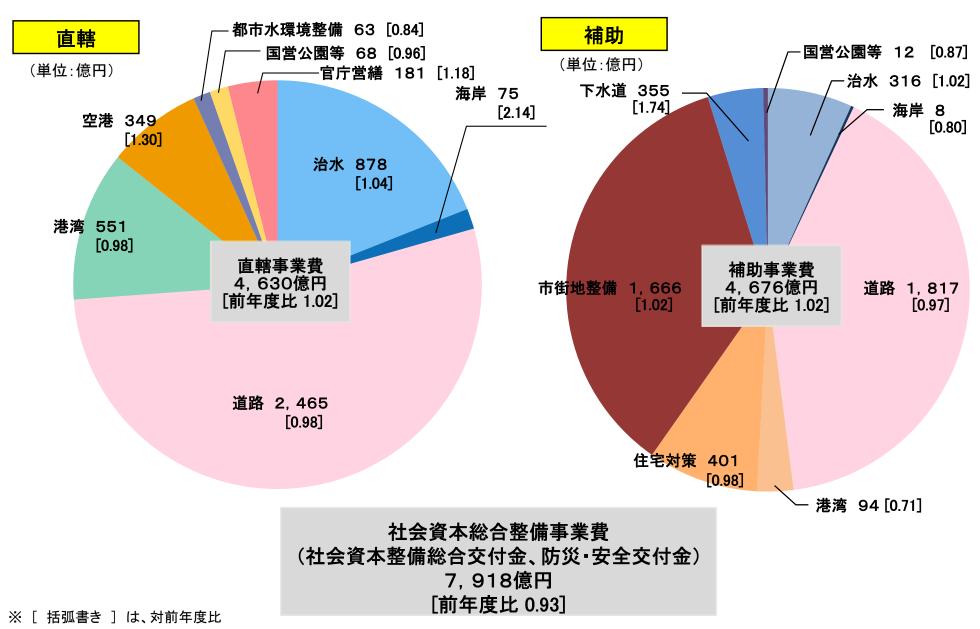
1. 令和5年度 予算の概要	P 2
2. 令和5年度 上半期の執行状況について	P 6
3. 働き方改革・担い手確保への取り組み	P 10
4. 土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)	P13
5. インフラ分野のDX推進について	P17
6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について	P24
7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業へ の加点措置に関する説明会	P26
8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置	P37

1. 令和5年度 予算の概要

関東地方整備局の令和5年度予算



〇令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。

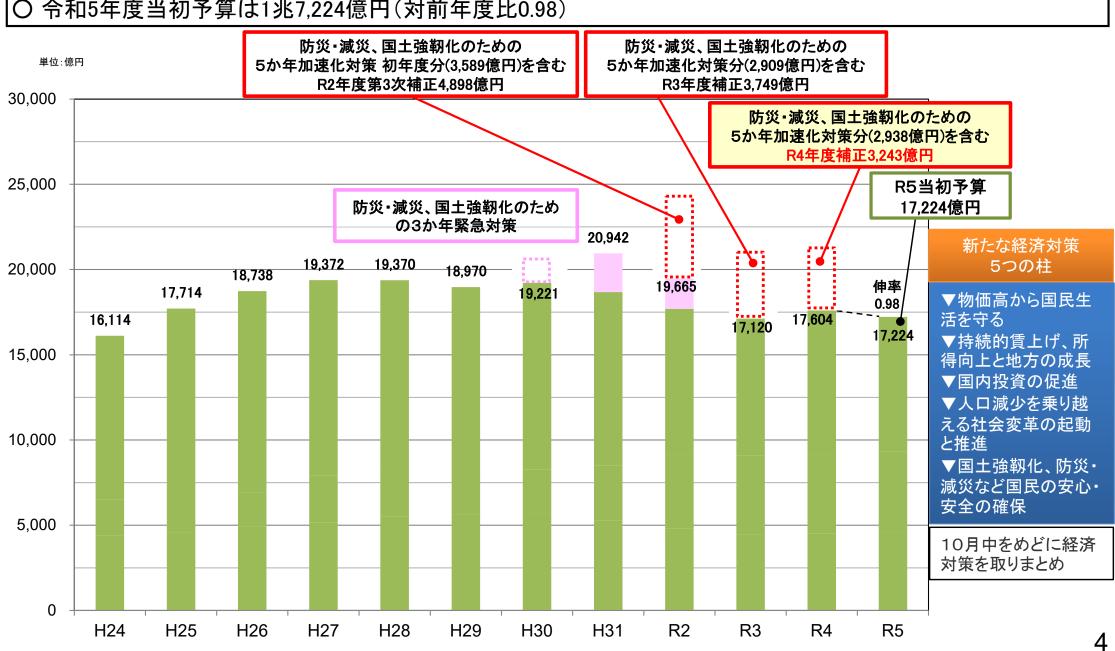


[※] 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

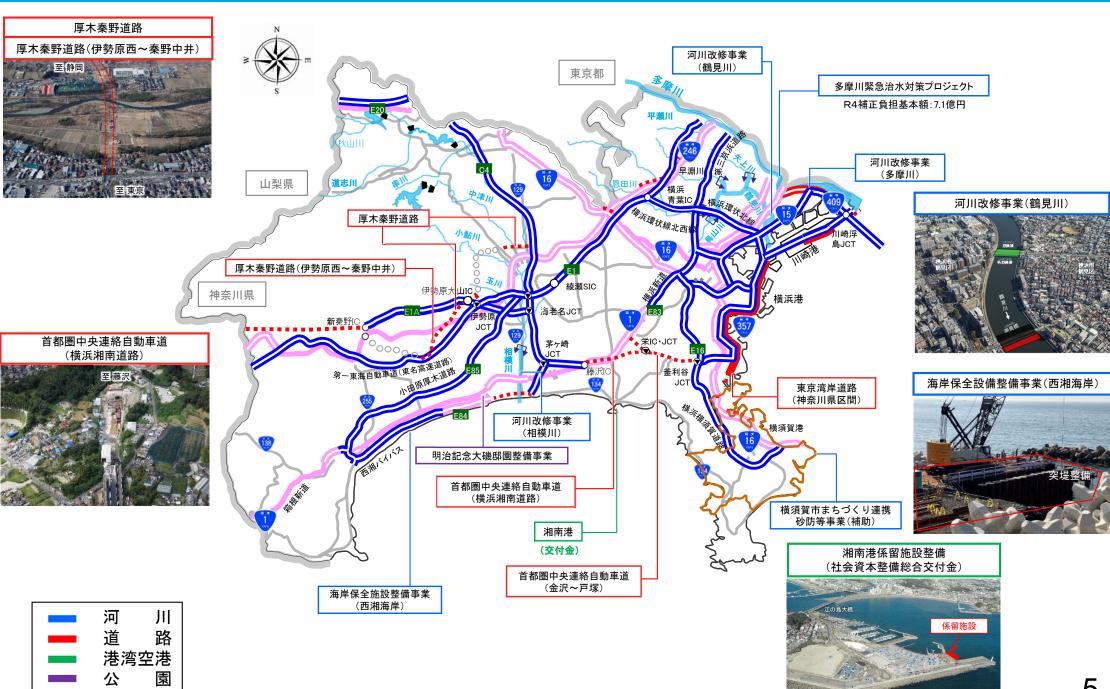
関東地方整備局の予算推移



- 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分(2.938億円)を含め、3.243億円。
- 〇 令和5年度当初予算は1兆7,224億円(対前年度比0.98)



神奈川県内の主要事業



2. 令和5年度 上半期の執行状況について

関東地方整備局における令和5年度上半期の執行状況について

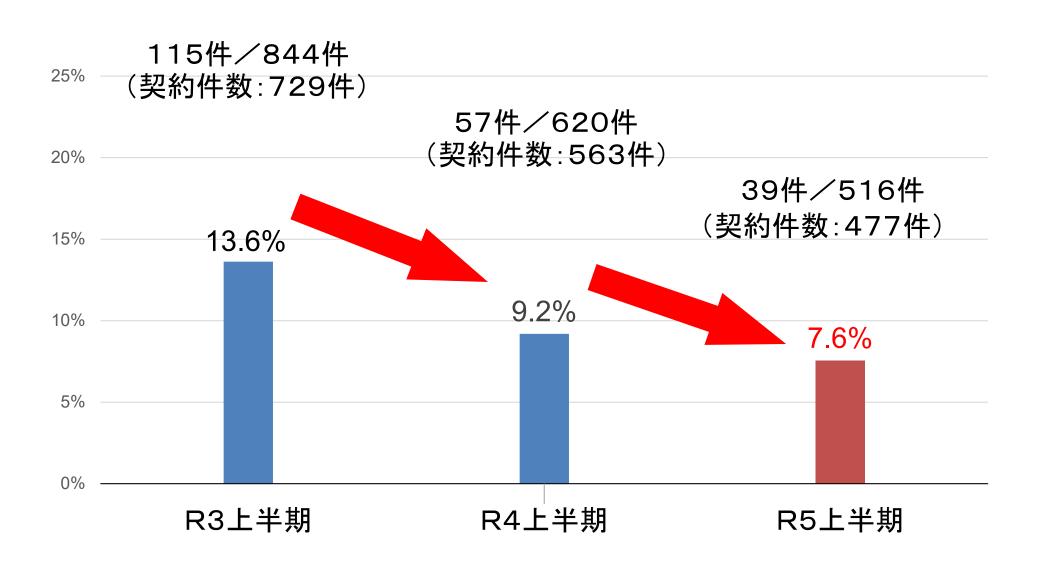
- ■円滑な執行に向けた取り組み
 - 〇局・事務所と各都県建設業協会とのコミュニケーションの確保
 - ○地域の実情に応じた適切な規模での発注
 - 〇不調の発生が想定される地域・工種についてフレームワーク、公募型指名競争の活用
 - 〇余裕期間を活用した早期発注
 - 〇一括審査の活用



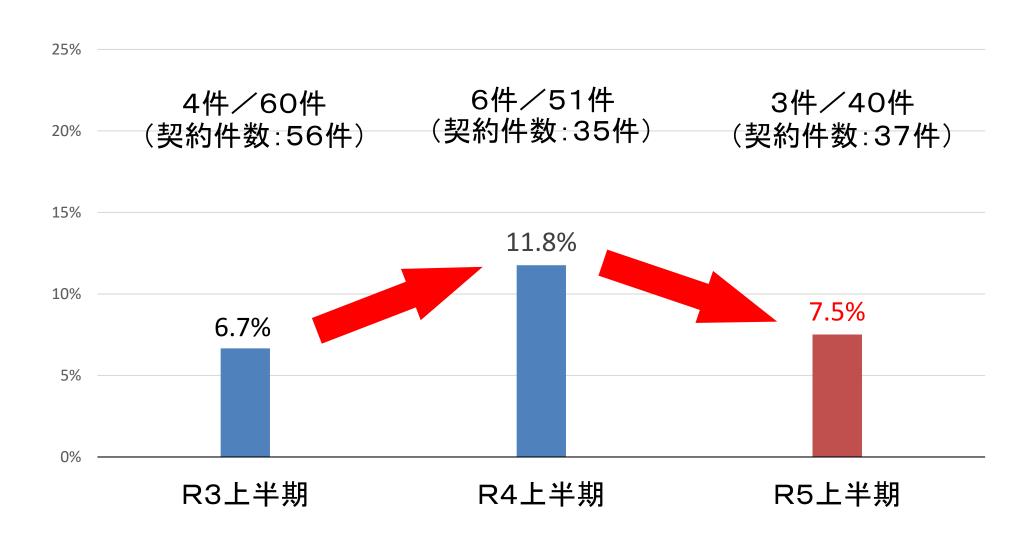
✓ <u>令和5年度上半期(9月末まで)の不調・不落率は7.6%と昨年度9.2%に比べ</u><u>1.6%減少し改善が図られ円滑に執行。</u>

関東地方整備局における令和5年度上半期の不調・不落率

不調・不落率が改善

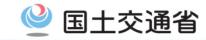


<u>神奈川県内における令和5年度上半期の不調・不落率</u> 不調・不落率が改善傾向



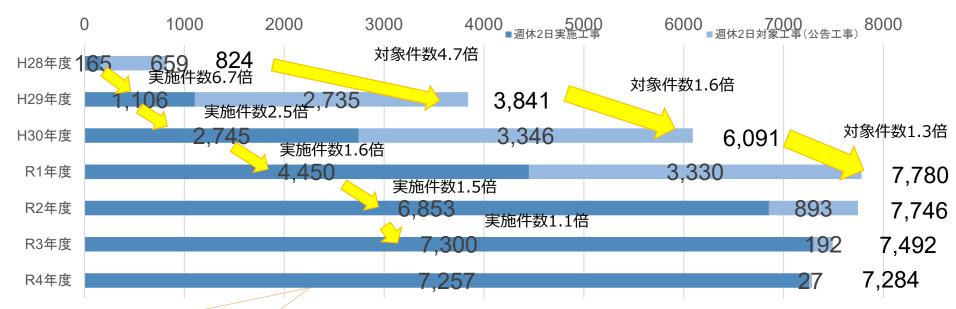
3. 働き方改革・担い手確保への取り組み

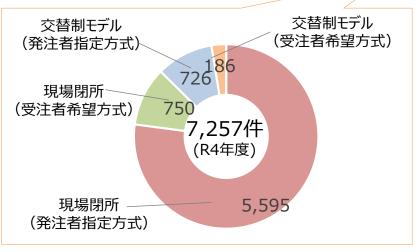
週休2日対象工事の実施状況



- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)

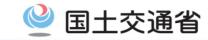




	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)		6,091 (2,745)				7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

- ※令和5年3月末時点
- ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾・空港除く)
- ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

令和5年度の直轄土木工事の発注方針



- <u>令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施</u> (月単位の週休2日への移行期間)※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式 週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- <u>令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す</u> 柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日丁事の発注方針 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 以降 発注者指定 完全週休2日(土日祝日閉所) 本官丁事 月単位での週休2日 発注者指定 週休2日 の実現を目指す ※北海道開発局においては、 本官工事のうち2.5億円 ※仕様書、監督·検査 以上のものを対象 ※柔軟な休日の設定や経費補正 の基準類、工期設定 受注者希望 の修正をR5に検討 指針を改正 令和3年度から全ての工事で原則発注者指定方式で実施 発注者指定 週休2日 分任官工事 月単位での调休2日 50%目標 の実現を目指す ※北海道開発局においては、 70%目標 2. 5億円未満の本官工事 受注者希望 调休2日 ※仕様書、監督·検査 及び分任官工事を対象 ※柔軟な休日の設定や経費補正 の基準類、工期設定

12

の修正をR5に検討

指針を改正

4. 土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)

令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました

~工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進~

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

■目的

・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

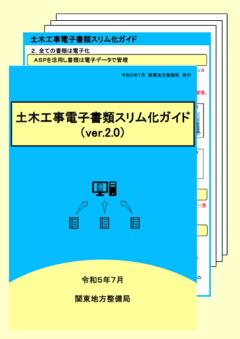
- ・<u>令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)</u>
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■バージョンアップのポイント

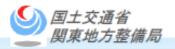
- ✓ アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓ 発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに 分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

■主なバージョンアップ箇所

- ✓施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✔臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✔工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓ オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載



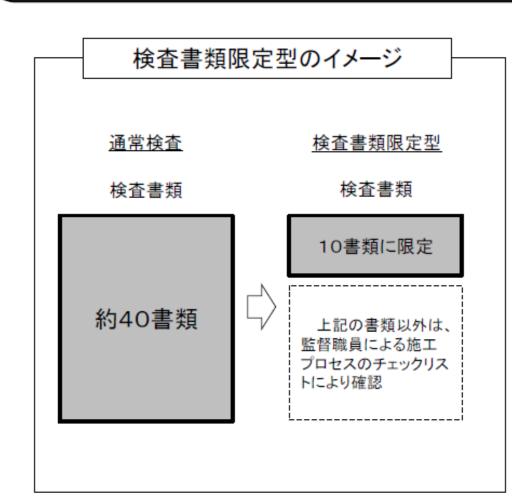
「検査書類限定型工事」について



【目 的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象



【対象工事】

令和3年4月1日以降に入札公告を行う全ての工事 (港湾、空港、官庁営繕工事を除く)について、受発

(港湾、空港、官庁宮繕工事を除く)について、受発 注者協議のうえ実施。

施工中の工事においても、発注者より検査書類限定型工事の実施の可否について受注者と協議のうえ、対象工事とすることが出来る。

- ※以下の工事については対象外
- 「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	8品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	9品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

1. アンケート調査方法

•対象工事 : 令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事

•対象者 : 受注者(現場代理人又は監理技術者)、発注者の監督職員、技術検査官

・アンケート方法 : 令和4年5月25日~6月13日の期間にWEB方式にて実施

2. アンケート結果

受注者(現場代理人又は監理技術者)

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準 備作業は軽減しましたか。】

0.1%0.1%



86.6%

- (1)とても軽減した
- (2)やや軽減した
- ■(3)変わらない
- (4)やや増大した

(5)とても増大した

0.3%0 3%

68.8%

21.4%

9.2%

【従来の書面検査と比較して検査時間は どうでしたか。】



87.2%

- ■(1)とても短くなった
- (2)やや短くなった
- =(3)変わらない
- -(4)やや長くなった
- (5)とても長くなった

■主な意見

- 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅 に削減された。
- 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要で どうしても残業が生じていたが、現在はASP(情報共有システム)にある 電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組 みである。
- 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

監督職員

回答数295工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向【従来の書面検査と比較して けた確認作業は軽減しましたか。】検査時間はどうでしたか。】

1.0%0.3%



67.1%

■(1)とても軽減した

(2)やや軽減した

=(3)変わらない

(4)やや増大した

(5)とても増大した

90.2%

■(2)やや短くなった

(4)やや長くなった

=(3)変わらない

施工業者は受検に向 けた作業は軽減したと 感じます。 ■(1)とても短くなった

■主な意見

技術検査官は工事検 査書類が限定されたた め出張所での施工プロ セスチェックの正確性が 求められると感じます。 (5)とても長くなった

技術検査官

回答数281工事

【従来の書面検査と比較して【従来の書面検査と比較して、施工管理、 検査時間はどうでしたか。】 出来形、品質は確認できましたか。】



(4)やや長くなった

来形、品質のいず れかにおいて、追 加の書類を求め 確認できた

■主な意見

- 検査官としても書類 検査に係る時間が短 縮されるため、現地検 香を重点的に行う事 が出来た。
- 発注者・受注者に両 方にメリットのある取り 組みだと思う。

5. インフラ分野のDX 推進について

配信システムに関する仕様

LIDP

OS

ブラウザ

アプリ

ケーション

仕 様

80.443

なし

Windows10

ternet Exploer11(R4.6ま

)Microsoft Edge

アプリケーションのインス

トールは原則行えません。

項 日

通信プロトコル

方式及びポート

番号

利用環境

関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場 ~インフラ分野のDXを推進し、建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待~

〈 令和5年度 建設現場の遠隔臨場の実施方針 〉

- 令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的に実施。
 - ・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施。
 - ・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、発注者指定型により実施。 なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」により実施も可能。
- <u>発注者側の標準的な通信環境の仕様を示す</u>ことで、通信接続問題の解消の一助になり、また<u>民間の技術開発の</u> 発展・促進につながることに期待
- 配信システムは「パッケージ化されたシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「web会議システム(teams、zoom等)」等を利用。
- 動画撮影は撮影者の安全を確保するため、静止して撮影又はカメラを撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮。

〈 実施件数 〉

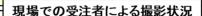
令和4年度の遠隔臨場の実施件数・・・549工事(35事務所)(令和5年3月末時点) 令和3年度の遠隔臨場の実施件数・・・514工事(36事務所)(令和4年3月末時点) 令和2年度の遠隔臨場の実施件数・・・166工事(31事務所)(令和3年3月末時点)

<u>〈成果〉</u>

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等が無くなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった

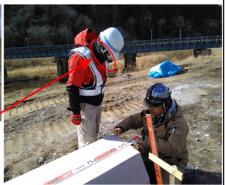
受発注者ともに

人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与





ウェアラブルカメラ により撮影



リモート(遠隔)で監督を実施



執務室での監督職員による確認状況

リアルタイムで映像を確認

▲ 令和4年2月17日 久慈川緊急治水対策河川事務所の工事

令和4年度 遠隔臨場の試行区分 R5.3末時点 発注後協議による発注 者指定にて試行(4%) 483 88% N=549 ■ 契約後協議による発注者指定 21件(4%) ■ 本官の当初発注者指定 483件(88%) ■ 本官の当初発注者指定 45件(8%)

令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版)」を公表

【本事例集の内容及び主な特徴】

- **5 0 事例を掲載・・・**通信環境の改善(13事例)、効率的な計測(17事例)、安全管理(9事例)、視認性の向上(6事例)、その他(5事例)
- ・工夫を実施した事例は、土木工事の他、機械工事、電気設備工事も掲載。
- ・遠隔臨場は、段階確認、材料確認、立会以外での活用を妨げるものではないことから、「**その他」の事例として受発注者の業務効率化に繋** がる先進的で画期的な活用事例も掲載。

通信環境の改善(衛星通信による通信環境改善)

〈実施内容〉

課題に対して工夫した点

- · Starlink (衛星Wifi) を用いて、通信の途切れ を軽減させた。
- ・音声が聞こえづらい、発信しても届きが悪い などの観点についてBONX(Bluetooth型イヤホ ン)を使用し、鮮明に通話を可能にした。
- ・通信時の手プレにより、画面酔いしてしまうの に対し、DJIハンドカメラバーを使用し手振れ を軽減させた。

遠隔臨場による確認項目

• 段階確認 既製杭打設施工開始時(試験 打設状況・使用材料確認

鋼矢板打設完了時(打設高) 地盤改良施工開始時(試験施

改良状況 • 使用材料確認



工期	R4.12.01~R8.03.31
実施期間	R4.12.01~R8.03.31
工事内容 (主工種)	築堤・護岸工 盛土工、法面整形工、固結工 植生工、コンクリートブロック連節 張、As舗装工、十砂受入工、水門 (現製坑工・コンクリート工、遮 水・止水矢板工、護岸工)
事務所	荒川調節池工事事務所
受注者	飛島建設 (株)

〈現場の声〉

〈効果〉

映像と音声の「記録」に

使用した機器及び「配

信」に用いたシステム

・SiteLiveスクリーン

· starlink (衛星Wifi)

BONXイヤホン

DJIハンドカメラバー

ショット機能

「記録」

「配信」



【立会状況(現場側)】



【立会状況(監督側)】



【製品名:DJIハンドカメラバー・BONX】

●監督職員(発注者)

●施工者(受注者)

〈今後改善を要する点〉

仕様にしたい→要検討

・音声の送受信はとても良好だった

・衛星を使用して、映像のタイムラグが軽減された

移動に時間をとられない為、他の仕事も効率的に進める事ができた。

・立会毎に衛星Wifiをセットしなくてはならないので、定置しておける

・ハンドカメラは片手がふさがるので、両手をフリーにできると安全

〈今後改善を要する点〉

・当工事も通信環境の工夫はしているものの、通信の途切れが発生した ため、通信環境の改善が必要。

NO.2

・測量器械を使った立会は監督職員が直接観測することができない。

課題類型の記載及び 課題類型ごとに工夫点を 整理

- •活用した機器
- 遠隔臨場した確認事項 を具体的に記載
- ・施工者(受注者)や監督 職員(発注者)が活用し て感じた「効果」や「今後 改善を要する点」など、 現場からの生の声を掲 載。
- ・現場でどのように遠隔 臨場を活用したか、状況 の分かる写真を厳選して 掲載。
- 「遠隔臨場の初心者」 でも分かりやすい事例集 としている。



※「建設現場における遠隔臨場取組事例集(関東地方整備局版)」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。 ホームページアドレス https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html

令和5年度BIM/CIM原則適用の概要



活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、 工種間の連携が必要な箇所等

出来あがり全体 イメージの確認

特定部※の確認

- ▶ 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- ▶ 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、 義務項目、推奨項目から発注者が選択 。
- ▶ 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- ▶ 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など高度な内容を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

対象とする範囲

◎:義務 ○:推奨

ą.		測量 地質·土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル	義務項目	1	-	_	0	0
の活用	推奨項目	0	0	0	0	0

対象としない業務・工事

- ▶ 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- > 災害復旧工事

対象とする業務・工事

- ▶ 土木設計業務共通仕様書に基づき実施 する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事 (河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム 工事、道路工事)
- ▶ 上記に関連する測量業務及び地質・土質 調査業務

積算とインセンティブ

- ▶ 3次元モデル作成費用については見積により計上(これまでと同様)
- ▶ 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- ▶ 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報の 説明を実施
- ▶ 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

3次元モデルの活用(義務項目)



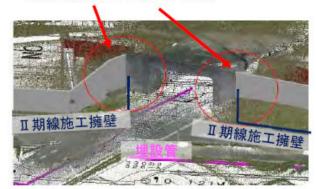
特定部の定義

(異なる線形) ・ 2本以上の線形がある部分 (立体交差) ・ 立体交差の部分 (障害物) ・ 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 ・ 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分 (排水勾配) ・ 既設道路、立体交差付近での流末までの部分 ・ 既改善では一て側溝を敷設する部分 (既設との接続) ・ 既設構造物等との接続を伴う部分 (既設との接続) ・ 既設構造物等との接続を伴う部分 (工種間の連携) ・ 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分 (高低差) ・ 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分 (支点周辺) ・ 上部工と下部工の接続部分		
・ 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分 (支点周辺)	各工種共通	 ・ 2本以上の線形がある部分 (立体交差) ・ 立体交差の部分 (障害物) ・ 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 ・ 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分 (排水勾配) ・ 既設道路、立体交差付近での流末までの部分 ・ 既改進路、立体交差付近での流末までの部分 ・ 既改進路(立体交差付近での流末までの部分) ・ 既改善機能 ・ 既設構造物等との接続を伴う部分 (工種間の連携)
[桂 型全般	土工	
55 70 XC X 9	橋梁全般	



橋梁と架空線の離隔確認

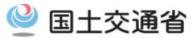
既設構造物との取合い確認



3次元モデル活用時の留意点

- ▶ 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの 見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合 は原因の把握ができれば十分である。)

3次元モデルの活用(推奨項目)



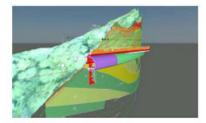
推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に<u>大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・</u> 工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

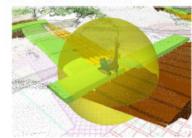
3次元モデルの活用 推奨項目 例

※先進的な取組をしている事業を通じて、 3次元モデルのさらなる活用方策を検討

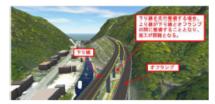
	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる 確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略·予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉 等、施工に支障がないか確認する。	概略·予備設計 詳細設計 施工
	施エステップの確 認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデル で施工可能かどうかを確認する。	概略·予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な 事業計画を検討する。	概略·予備設計 詳細設計
省力化·省 人化	施工管理での活 用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、 削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測 量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用 する。	施工
情報収集等 の容易化	不可視部の3次元 モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視 となる部分について、3次元モデルを作成し、維 持管理・修繕等に活用する。	



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認 ※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)



- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- ▶ 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与(電子納品保管管理システムの利用)

(記載例) 〇〇工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としていますが、 △△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R100測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質·土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用しています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- ▶ 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、<u>最新の情報を明確にする</u>。
- ▶ 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、検討経緯、資料の新旧等に留意して説明する。

(参考)電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

これまで

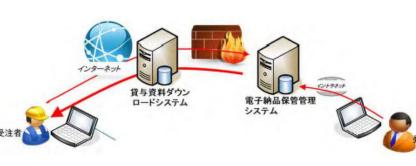
- ▶ CD等による受け渡し
 - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く 手間・時間がかかる
 - 受注者は渡されない成果の存在を知らず 2度手間が生じることも

これから

- インターネットによる受け渡し
 - 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - 受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ



受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可



6. 首都圏広域地方計画「基本的な考え方」について

【首都圏広域地方計画「基本的な考え方」概要】

(対象区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

(首都屬広域地方計画協議会)

<現状と課題>

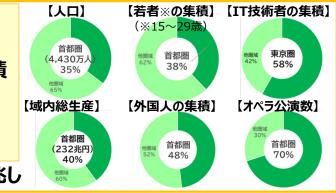
【3つの危機】

- ○巨大自然災害
- ○国際情勢の緊迫化に伴う エネルギー・食料確保
- ○人口減少·高齢化、人手 不足、人材の競争力低下

【首都圏の強み】

- ○中枢機能、ゲートウェイ機能
- ○人材(若者·子ども、外国人/DX·芸術)の集積
- ○大河川、広大な平野、島嶼等の多様で豊かな 自然環境が大都市に近接
- ○充実した鉄道等の交通ネットワーク

【コロナ禍を経た変化】○東京圏でのテレワークの普及と暮らし方・働き方の変化の兆し



<将来像>

- ・テクノロジーを活用した、人間中心で誰一人取り残さない、「ゆたかな」地域
- ·「多様な空間」、「多様な人々の寛容・包摂的な共生」、「多様な選択肢」、自由な判断が尊重される地域
- ・若者・子どもや未来への投資、シニアの能力活用による世代間の公平性が確保される地域
- ・危機に対して「しなやか」な復元力を持つ持続可能な地域
- ・上質なリアルの空間が生活に「ゆたかさ」をもたらし、人間のリアルな交流が「新しい価値」を創出し続ける地域

<目標>

I. 危機を好機として、施策の多機能化と連携によって首都圏をリニューアル

危機:(1)巨大災害リスクへの対応 (2)エネルギー・食料確保のリスクへの対応 (3)人口減少・高齢化リスクへの対応 【首都圏のリニューアル】

- ①「新技術・新エネルギーに対応できるインフラ」への更新 ②「人口が減少しても生産性が高く安心して暮らせる地域」
- ③「省資源・循環型・グリーン地域」への転換
- Ⅱ. 首都圏の強みである上質で多様な資源を磨く

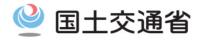
首都圏の人々がそれぞれの地域や場面で我が事として捉え、愛着や誇りをもって取り組む

<戦略的視点>1)デジタルの活用とリアルとの融合 2)人間の仕事の尊重、次世代の育成 3)課題を解決するグリーン 4)縮退・撤退を前提とした新陳代謝 5)国土全体の課題に先進的に取り組む

将来像(しなやか、ゆたかさ、新しい価値の創出)を実現 国際競争力等で我が国を牽引する首都圏

7. 総合評価落札方式におけるWLB推進企業への加点措置に関する説明会

WLB推進企業への加点措置 関係法令等



○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、<u>国及び公庫等</u>(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。) <u>の役務又は物件の調達に関し、</u>予算の適正な使用 (に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が<u>優良な一般事業主</u>(次項において「認定一般事業主等」という。) <u>の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施</u>するものとする。

- 2 略
- 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) (抜粋)

第2 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

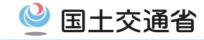
(1) 取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に 基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する項目を 設定するものとする。

(2) 実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、<u>平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が</u>困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。 (以下略)



WLB関連認定制度を活用した評価の実施

- 〇平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、<u>認定制度を活用した評価を全面的に実施</u>。
- ○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

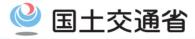
技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

公共工事を発注する省庁における取組状況

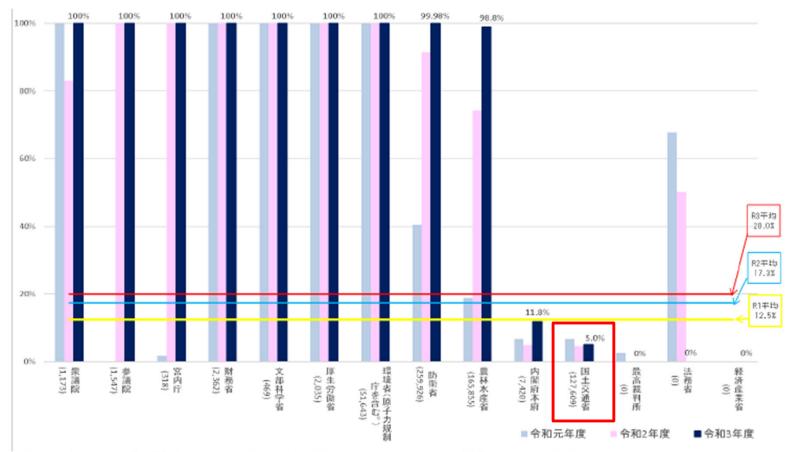


令和5年6月13日 全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料(抜粋)

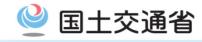
実施率(取組実施済調達/取組可能調達)の推移(金額ベース)③

3 公共工事等

▶ 令和3年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



- ※1 令和元年度~3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。
- ※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。
- ※3 経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。



H30~

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等(※)まで拡大する旨、 地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

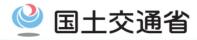
業界団体向け説明会を開催

R6.1~

加点対象を一般土木、建築A•B等級等まで拡大

今後

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における 総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大



国土交通省通知(抜粋)

(1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級

建築工事A等級·B等級

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

(2) 配点例

		評価基準	配点
企業の能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) 第 13 条又は第 15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合 するものと認定された企業をいう。
- ※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

【加点対象】

えるぼし等認定企業

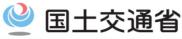
くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

【加点項目と配点】

企業の能力等

1点を標準



えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- **えるぼし認定**: 一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優 良である**等の一定の要件を満たした場合に認定。
- ○プラチナえるぼし認定:えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の 実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。<令和2年6月~>
- ➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができる。また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。

プラチナ えるぼし



- 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。 (※)
- プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※)
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)

※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要

えるぼし (3段階目)



● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

えるぼし (2段階目)



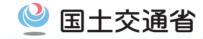
- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施 し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してそ の実績が改善していること。

えるぼし (1段階目)



- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

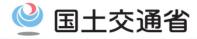
【参考】えるぼし認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

	* ×	るぼしの基準のうち下線部は、 改正により新たに追加されたも
評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	ヨケ別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。(直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。) 又は 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。 (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること(※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左
2. 継続就業	 ○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。 (※)期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 (※)継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合 ○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。 	 ○ 左に掲げる基準のうち、 ・ (i)について、8割以上 ・ (ii) について、9割以上 であること。(その他の基準は同左)
3.労働時間 等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の 合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満で あること。	同左

【参考】えるぼし認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女 性労働者の割合が産業ごとの 平均値以上 であ	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の 割合が産業ごとの 平均値の1.5倍以上 であること。
	ること。	ただし、1.5倍後の数字が、
	又は ② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	 ① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上
5.多様なキャ リアコース	○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左

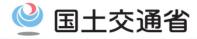
(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

(注2)雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない (雇用形態が異なる場合を除く。)。

<その他>

- 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと(プラチナえるぼしのみ)。
- えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること(辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。)。
- 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- ・ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【参考】くるみん認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



令和4年 4月1日

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されました!

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境 を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の 企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労 働者への周知を行うことが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企 業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されました。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

7%以上 → 令和4年4月1日以降: 10%以上 男性の育児休業等取得率 男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

15%以上 → 令和4年4月1日以降: 20%以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (https://ryouritsu.mhlw.go.jp/p.3 参照) で公表すること、が新たに加わりました。

D令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業 等の取得に関する水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは改 正前マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業 等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。 この場合に付与されるマークは改正後のマークとなります。

新しいくるみんマーク

トライくるみんマーク

るみ

ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されました。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されました。

13%以上 → 令和4年4月1日以降:30%以上 男性の育児休業等取得率

男性の育児休業等・育児目的休暇取得率

30%以上 → 令和4年4月1日以降:50%以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されました。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 55%以上 → 令和4年4月1日以降:70%以上

1合和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、改正前の男性の育児休業等の取得に関する基準 や女性の継続就業に関する水準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準 や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期 間」とみなし算出することも可能とします。

ラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ 項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前 事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても改 正前の基準を満たしていれば取消しの対象とはなりません。 2022年認定

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

ポイント3

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されました。

認定基準は、改正前のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、 くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」が創設されました (詳細は p.4 参照)。



くるみん、トライくるみん認定基準

改正前くるみん 2021年起参





1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。

5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。

- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が7%以上である
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて15%以上であり、か つ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であ り、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表 していること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該 割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表している こと、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①~④のいずれかに該当すれば基 進を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に 満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること。
- 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であ ること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

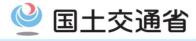
計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に 満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該男性労働者の数を 厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイ ト「両立支援のひろば」で公表していること。
- きに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働 省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省の ウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- 6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であ り、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表して いること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計 画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、 女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウ ェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

- 7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または 始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。
- (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9. 次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【参考】ユースエール認定制度(厚生労働省WEBサイトから抜粋)



若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか? 「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で「デール 展開管理の優良な中小企業を応援します!

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の 円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか?

▲ ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、 企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

_			
	1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で 認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに 関するボータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として 企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
	2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて 積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者 と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
	3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
	4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)において実施している「働き方 改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率から - 0.60%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和5年3月1日現在(期間5年以内)で中小企業事業1.20%です。 ※ 賃付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
	5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画 競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点 評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の 活用に関する取組指針」において示されています。 ※加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050315開若01

【 認定基準 】

1	1	学卒求人※1など、若	者対象の正社員※≥の求人申込みまたは募集を行っていること			
2	2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること				
			・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること			
			・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下**3			
3	3	右の要件をすべて 満たしていること	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労 働60時間以上の正社員が1人もいないこと			
		141/20 CV 13 CC	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間 取得日数が平均10日以上※4			
			・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上**5			
			・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続動務年数			
4	4	右の青少年雇用情報 について公表してい ること	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検 定等の制度の有無とその内容			
			・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合			
	5	過去3年間に認定企業	後の取消を受けていないこと			
(6	過去3年間に認定基準	iを満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと ^{※6}			
7	7	過去3年間に新規学卒	者の採用内定取消しを行っていないこと			
8	8	過去1年間に事業主都	B合による解雇または退職勧奨を行っていないこと**7			
9	9	暴力団関係事業主でな	ないこと			
1	0	風俗営業等関係事業主でないこと				
1	1	各種助成金の不支給措	音置を受けていないこと			
1	2	重大な労働関係等法令	s違反を行っていないこと			

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」 (子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。ブラチナくるみん、トライくるみん、ブラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※ 7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか?

認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

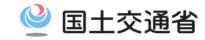
※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます!

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。(https://shinsei.e-gov.go.jp/)

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。 (融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)

8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置



※北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局(農業・港湾空港関係を除く)を対象に集計。 数値は全て令和5年3月末時点。

- 〇令和4年4月から、総合評価落札方式による政府調達において、賃上げを実施する企業に対する加点措置を開始。
- 〇令和4年度実績では、<u>落札者のうち約4分の3</u>が賃上げを表明。

■制度概要

【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

総合評価において、表明者に加点 落札·契約

【賃上げ目標】

大企業 : 3% 中小企業等: 1.5%

【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

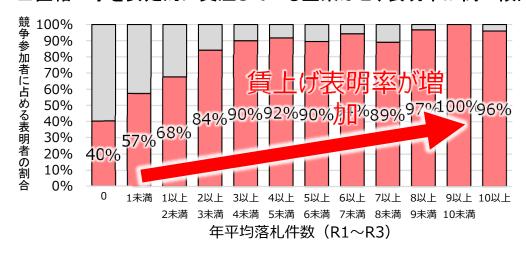


目標未達成の企業については、 以降の総合評価において減点措置(1年間)

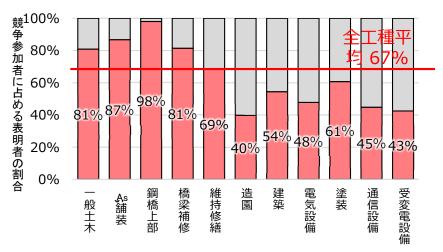
■落札者の約4分の3が賃上げ表明

	件数·者数
対象工事件数(※)	6,679件
のべ競争参加者数	40,295者
実競争参加者数	4,507者
うち、賃上げ表明者数	3,010者(約67%)
実落札者数	2,709者
うち、賃上げ表明者数	2,029者(約75%)

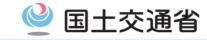
■直轄工事を安定的に受注している企業ほど、表明率が高い傾向



■公共工事の割合が高い工種は、表明率が高い傾向



賃上げ実績の評価対象とし得る賃金・社員について



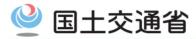
○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わ せて評価することが可能。

評価対象社員			継続雇用社員			間を連続雇用 ない社員	その他の原	雇用形態(※)	
評価を	対象賃金	役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	•••
所定	基本給	3	4						
内 給 与	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
В	寺間外手当								
賞与									
	:	1	2		:				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

: 社員への支払い賃金の総額で評価する場合 評 価ケ :継続雇用している正社員への支給額で評価する場合 **3** : 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合 スの **4** :継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合 例

- ※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
- ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
- ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご留意ください。



〇寄せられた質問等については、国交省WEBサイトにてQA形式で掲載(R5.8.16最終更新)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 国土交通省Q&A

大分類	小分類	細分	ご質問	回答	作成・更新日
2	2	②(2)	具体的に、2022年度はポーナス引き上げによる従業員一人当たりの給与総受給額(ポーナス・各種手当合む)を前年度比3%以上アップ。それに対し、2023年度は基本給(ポーナス・各種手当合まず)のベースアップによる賃金引上げを検討している。 このように、賃上げ実績の評価対象が2022年度と2023年度で異なっても問題ないか。	各企業の実態を反映した適切な評価方法で評価できるようにすることが、実績確認の運用の基本的な考え方です。このため、年度等によって変化する状況に応じて、評価方法を変えた方が適当な場合は、変更することに差支えありません。 その際には、各企業の実情に応じ適切に根拠資料を整理して頂き、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出をお願いいたします。 年度等によって変化する状況に応じて評価方法を変えることは、一概に否定されるものではありませんが、実態としてを送としてが伴っていることが必要です。評価対象となるとは、が伴っていることが必要です。により、実際の賃上げが伴わない場合等、制度の主旨を意図的に逸脱する行為とみなされる場合には、実績として認めらない可能性がありますので、ご留意ください。 一例として、・令和3年度から令和4年度にかけては、賞与を引き上げて、給与総受給額3%賃上げを達成し、給与総受給額を評価対象とする。・令和4年度から令和5年度にかけては、意図的に賞与を引き下げつつ基本給のみを3%引き上げ、実態として給与受給額が上昇していないにも関わらず、評価対象を基本給のみとする。等のケースでは、制度の趣旨からの意図的な逸脱と判断される可能性もあります。	R5.8.16

建設産業行政の最近の動き



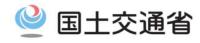
国土交通省関東地方整備局建政部

- 斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(P2)
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小員会中間とりまとめ(P4)
- CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた 更なる取組強化(P9)

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会



斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R5.9.19)



開催概要

日 時:令和5年9月19日13:00~14:00

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ: 令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた<u>賃金引上げや工期の適正化</u>については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

【前回(令和5年3月)の申し合わせ】

- ◆ 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日(4週 8閉所等)の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小員会中間とりまとめ



中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要) ~担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して~

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1.請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1)契約における非対称性の解消

- ①受注者によるリスク情報提供の義務化
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を 義務化
- ②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

(2)価格変動等への対応の契約上での明確化

- ①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3)当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ①当事者間での誠実協議
- ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に 協議を実施
- ②民間事業者への勧告等
 - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、 公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2.適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1)標準労務費の勧告

・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2)受注者における不当に低い請負代金の禁止

・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での 契約締結を禁止し、<mark>指導、勧告等</mark>の対象とする

(3)適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3.魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1)適正な工期の確保

- ①受注者による著しく短い工期の禁止
- ②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2)生産性の向上

- ①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
 - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ②監理技術者等の専任制度等の合理化
- ※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理 についてもさらに検討。

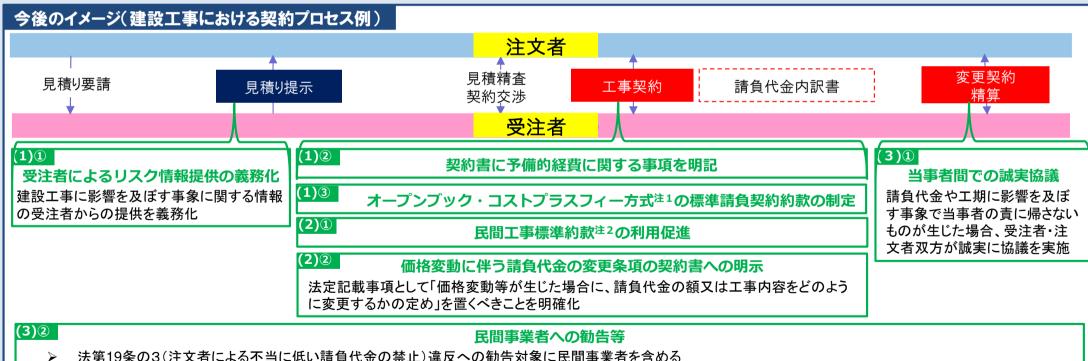
1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生と いった悪影響が及ぶおそれがある。

対応の方向性

1)契約における情報の非対称性の解消、2)価格変動等への対応の契約上での明確化、3)当事者間でのコミュニケー ションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現



- 法第19条の3(注文者による不当に低い請負代金の禁止)違反への勧告対象に民間事業者を含める
- 請負契約の締結状況について広く情報を調査・整理した上で、公表。不適切な契約に是正措置を講ずるための組織体制を整備
 - ※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要
- (注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。
- (注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

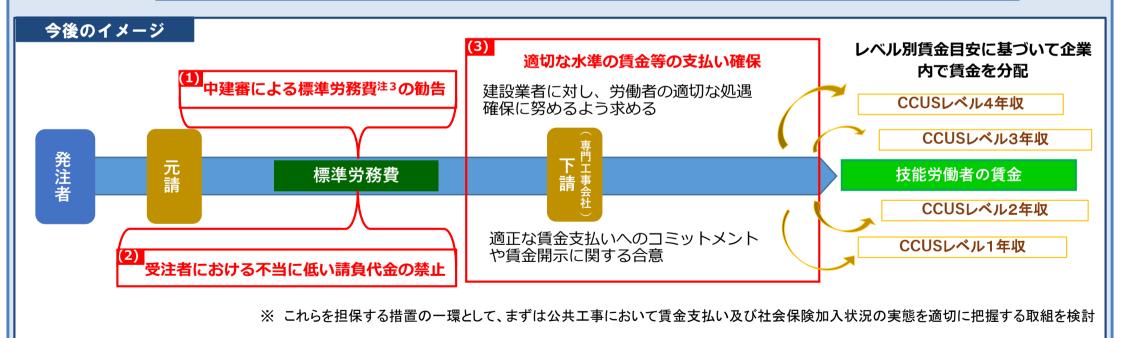
2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

現状·課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が 反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、<u>適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能</u>な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、 技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善(賃金の行き渡り)を実現する。



(注3)標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。 請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

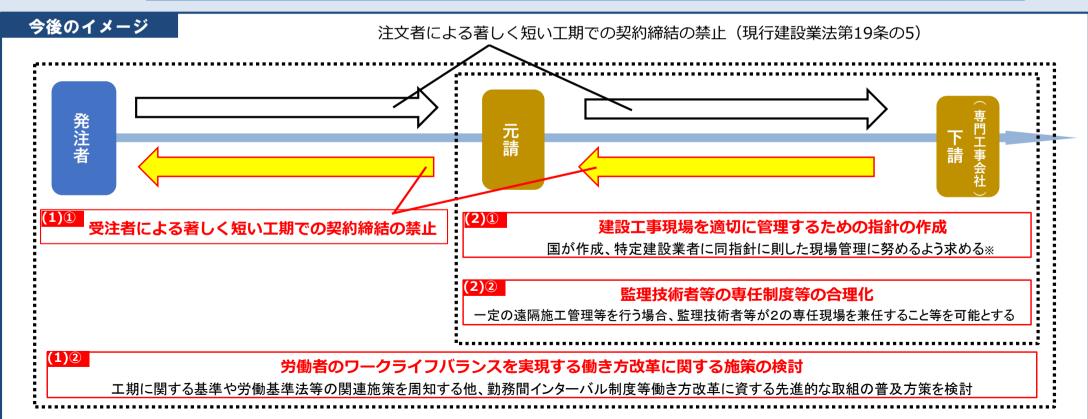
3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

現状·課題

- ✓ 適切な工期が確保されない場合、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する<u>情報通信技術の活用が十分に進んでいない</u>。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。

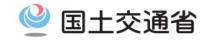


※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に 向けた更なる取組強化



CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化



- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」となるよう、業界と一体となって取組を加速化
- ※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- ◎ 市販の安価なカードリーダーでも対応可能なシステムや安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組を本年中に提供開始
- ◎ カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積できるよう、調査結果を踏まえ来年度早期のシステム供用開始を目指す
- ◎ CCUS新規登録事業者にカードリーダーの無償貸与を実施 (建設業振興基金にて継続)

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

◎「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。

(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、 上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

◎能力評価基準が策定されていない分野について専門工事業団体による基準作成等に対して支援

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

◎評価申請を増進するため、専門工事業団体による能力評価実施体制の整備や周知活動に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

◎技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能と するよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

○ 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- ◎元請会社には、現場でのカードリーダー等の設置を進めていただくよう、お願いします。
- ◎業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いします。

令和4年度 意見要望への対応状況 関東地方整備局

整備局資料-3

※令和4年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
新・担い手 3 法	改正 品確法 運用指針	発注者 協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、 工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国 統一指標の周知徹底。(日建連、栃木、埼玉、東京、 神奈川) ・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。 (日建連、PC建協、栃木、神奈川)	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【21号まで配信(R5.9月末時点)】・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。	
働き方改革担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。(日建連) ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連) ・「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。	
		積 算	・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。 (橋建協、千葉、長野) ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率 の引上げ。(神奈川)	・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映)	
		工期設定/工程管理	 ・適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川) ・設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協) ・工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉) 	・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。 ・工期設定に新たに猛暑日を考慮	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		2024年4月 からの建設 業時間外規 制	大雨時のパトロールの扱い	・適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催	
働き方改革担い手確保	施工時期の	平準化	・発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、 栃木、東京、長野)	・早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については 国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公 表。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連) ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京) ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価の しくみの検討。(群馬) ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル 工事の導入促進。(道建協、PC建協) ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。 (東京、群馬)	・R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS 義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。 ・群馬県内の一般土木工事(Cランク)において、R4.1から「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行を実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。 ・R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。	
	見積尊重宣	iii	・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。 (日建連)	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
i-Construction (建設生産性 の向上)	ICT活用		・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協) ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協) ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床堀工・小規模土工など)への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を発出。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		各種支援制 度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協) ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木) ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京)	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction (建設生産性 の向上)	規格の標準	化	・プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協) ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。(日建連) ・PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連)	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R5.2月末で12回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。 ・令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM/CIM		・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協) ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉)	・令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R5.3)」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。 ・発注実績は令和3年度から令和4年度にかけて約2倍に増えた(96件→184件)。 ・BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。	
入料約	入札契	約制度	・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術 提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の 要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東 京)	・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	発注	方式	・一括審査方式のさらなる活用の拡大。(日建連、橋建協) ・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。(PC建協) ・ECI方式のさらなる活用の拡大。(日建連) ・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。(埼玉、神奈川)	・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。 具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型(I、II)の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し) ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注	
設算			・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木) ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨) ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。(神奈川)	・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 ・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。	
	予定価	市場単価	・設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川) ・実勢価格を把握される調査回数の増加。(既製杭工) (茨城) ・低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川) ・最低制限価格における一般管理費の算定率 (5.5/10)の引き上げ。(埼玉)	・労基法改定による有給休暇取得義務化や必要な法定福利費を反映し、R4.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比3.0%、全職種で前年度比2.5%の引き上げを実施。 ・R5年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比5%の引き上げを実施。 ・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68)	
	設計	変更	・適時適切な契約変更。(日建連)・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協)	・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
監督検査	書類の	簡素化	の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。	
	監督	・検査	・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協)・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。	
	についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型と行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たる		・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型)・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、		
持続可能な事 業環境の確保	事業	展開	・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	地元	受注	・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川)・地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川)	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型 I 型・II 型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。	
	災害	関係		 ・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。 	

項目	回答	備考
1. 公共事業予算の確保について	(1) 国土強靭化対策の充実強化 近年、地球温暖化に伴う異常気象により、河川の決壊や豪雨による浸水、がけ崩れなどが頻発し被害も甚大化しております。災害復旧、復興には莫大な費用と時間、労力を要することから未然に防止策を講じることが何よりも重要です。 こうした中、「防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策」は3年目を迎え、中長期的に明確な見通しの下で対策を計画的に推進するため国土強靭化基本法が改正され、令和5年7月には新たな国土強靭化基本計画が閣議決定されました。 新たな国土強靭化基本計画では、事後的に復旧を行うよりも少ない投資で大きな効果をもたらす「事前防災」を計画的に実施するとされておりますので、具体的な施策の策定にあたっては、年々、甚大化、頻発化する災害の状況を踏まえ、老朽化するインフラの整備や急傾斜地への対応など、地域の隅々に行き渡る未然防止策が早急に講じられますよう、また、これまで以上の規模となりますよう、対策の充実強化をお願いします。 神奈川県内のインフラ整備につきましては、第二東名、横浜湘南道路等の道路網整備や河川堤防整備等が進められておりますが、国土強靭化のためにも新たな道路整備や河川整備について事業計画の策定をお願いします。	
	令和5年7月28日の閣議において、新たな「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化年次計画2023」が決定されました。 「事前防災」については、基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】」において、防災インフラの充実・強化 を図り、予防保全により適切に維持管理することとされておりますので、引き続き努力してまいります。 また、国土強靱化の具体的な施策の策定にあたっては、国土強靱化推進会議等の意見を踏まえ、国土強靱化実施中期計画が策定されるものと 認識しており、関東地方整備局と致しましても注視してまいります。	
	(2)公共事業予算の早期執行について 2024年に押し迫る時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革を実現するためには、発注者のご理解、ご協力なくしては実現困難であります。 公共事業予算の執行にあたっては、早期執行に積極的に取り組んでいただくとともに、計画から発注までの期間短縮が期待される概数設計発注 や性能発注方式、デザインビルド方式といった方法を取り入れるなど、計画の促進が図られますようお願いします。 予算の早期執行にあたっては、概算概略発注の活用を検討してまいります。また、性能発注方式、デザインビルド方式、ECI方式などの発注方	
	式につきましても、工事の特性を踏まえ、進めてまいります。	

項目	回答	備考
2. 市町村への品確法 運用指針の徹底について	「発注関係事務の運用に関する指針」では、発注者が必ず実施すべき事項に「予定価格の適正な設定」及び「施工時期の平準化」、「適正な工期設定」などが位置づけられていますが、市町村の発注については、最低制限価格の算定式において、いまだ最新の中央公契連モデルの水準に至っていないなど、まだまだ課題のあるのが現状です。 地域の安全・安心を守る一翼を担う地元建設業者が健全に事業継続を行っていくためにも、市町村において運用指針を遵守し、適切な発注を行っていただくことが重要です。 ①現在、国では最低制限価格の設定や低入札調査基準などで課題のある市町村について、個別に指導を行っていただいていることは承知していますが、これまで以上に市町村に対して強く働きかけをしていただくようお願いします。 ②施工時期の平準化について、慢性的技術者不足、技能者不足の回避のために、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を市町村発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。 ③2024年から実施される時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革は、若手人材の確保という面からも必ず実行していかなければならない課題です。国や県などでは働き方改革への実現に向け対応いただいていますが、一部の市町村では対応されていない団体もありますので、強い働きかけをお願いします。	VIII J
	【関東地方整備局】 品確法及び発注関係事務の運用に関する指針に基づく取組については、関東ブロック発注者協議会や神奈川県分科会を通じて、市町村に対して周知・浸透を図っているところです。 発注関係事務については、客観的に取組状況を把握して取組を促進するために、工事では施工時期の平準化、適切な工期設定、ダンピング対策、予定価格の適切な設定および適切な設計変更の観点から5つの指標を定め、市町村を含めた各機関が令和6年度の目標値を設定、公表するとともに、各指標の取組状況について毎年フォローアップを実施し、公表しております。また、令和4年度より都県政令市に加え、新たに「区市町村における週休2日制対象工事の実施状況」も指標化し、市町村においても週休2日制工事の取組の促進を図っております。なお、令和4年度の取組結果については10月18日に公表しました。引き続き、神奈川県と連携しながら、市町村に対して品確法及び運用指針の浸透及び取組の促進が図られるよう支援して参ります。	
	【神奈川県】 県では、県と県内市町村の工事契約担当部局で構成する「神奈川県公共工事契約業務連絡協議会」を設置しています。 今年度は、8月に協議会を開催し、国から「入札契約制度に関する最近の動き」であるダンピング対策等の入札契約適正化に向けた取組や、 平準化の取組についてご説明をいただきました。また、県からは、本県の最低制限価格制度の見直し状況について情報提供するとともに、県内 市町村に対して最低制限価格・調査基準価格の適切な見直しについて呼びかけたところです。更に、県内市町村における平準化の取組状況の確認を行ったところです。 加えて、一部の県内市町村を直接訪問し、最低制限価格の設定における中央公契連モデルの適用の検討のほか、債務負担行為の活用などの平準化の取組「さしすせそ」の重要性を説明し、その活用について働きかけを行ったところです。 今後も、この協議会を活用して、県内市町村に、品確法を踏まえた国や県の取組に関する情報提供を行うとともに、県内市町村に直接訪問するなど、積極的に働きかけてまいります。 県土整備局では、週休2日制について、令和5年4月より、週休2日制確保モデル工事の発注者指定型の選定対象を全ての工事に拡大し、建設業の働き方改革を推進しています。 県内市町村に対しては、県や市町村など県内の公共工事発注担当部局で構成される「発注者協議会神奈川県分科会」の場を通じて、週休2日に取り組んでいる先進市の事例等を情報提供するとともに、取組の進んでいない市町村に対しては、県の職員が直接訪問するなどして、引き続き、積極的に働きかけてまいります。	

項目	回答	備考
3. 札契約制度・運用 の改善について	(1)入札から開札までの期間短縮について 入札から開札まで約1ヶ月の期間を要し、配置予定技術者については他工事を受注した場合は辞退できますが、中小地元建設業では少ない技術者での他の工事への応札の段取りもありますので、入札から開札期間を1週間程度に短縮していただくようお願いします。	
	官製談合をふまえ、平成24年10月、公正取引委員会から入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律に基づく改善措置要求を受けたことを踏まえ、国土交通省では、不正が発生しにくい制度の見直しとして、平成26年6月から一般競争入札(施工能力評価型)を適用する工事、かつ、一般土木工事、かつ、予定価格が6千万円以上3億円未満の工事については、競争参加資格確認資料と入札書及び工事費内訳書の同時提出型を適用しており、入札書の提出から開札まで1ヶ月程度期間を要しますので、ご理解をお願いします。	
	(2)発注標準Cランク工事の発注限度額の引上げについて 物価・賃金・消費税等の上昇により工事原価も上昇しておりますので、地元建設業者の受注機会の確保のためにも、発注標準(一般土木・建 築)Cランク工事の発注限度額を3億円から4億5千万円への引上げをお願いします。	
	会計法第29条2項、予算決算及び会計令第72条ににおいて、競争に参加する者に必要な資格を定めるものとなっており、国土交通省においては、「工事請負業者選定事務要領」を策定し、工事の予定価格と等級を定めており、一般土木のC等級は予定価格6千円以上、3億円未満とされております。頂いた御意見につきましては、本省に伝えてまいります。 なお、技術的難易度が低い工事や競争参加者が少数と見込まれる工事においては、競争参加資格の緩和として、4億5千万円までC等級の参加が可能となっておりますので、ご理解をお願いいたします。	
	(3) 熟練(高齢者)の技術者の加点について 若手及び女性の登用が加点の対象となる案件については、採用に強い大手企業が優位となり、募集しても若手、女性が来ない中小建設業者では 不利な状況となっております。人材不足や就労環境が変化する中で若手、女性の活用は当然ではありますが、定年の延長等高齢者の活用も促され ている状況ですので、高齢者の人材活用の観点から、熟練の技術者にも加点をお願いします。	
	関東地方整備局においては、工事の品質確保のため、総合評価落札方式において企業や配置予定技術者における同種工事の施工実績や工事成績、優良工事表彰等を評価しているほか、工事の内容等に応じて配置予定技術者の所有資格等を評価項目として適用しており、従前より豊富な経験や高い技術力を有する技術者を高く評価しているところです。 また、若手技術者の活用を加点評価する「若手技術者活用評価型」や「技術者育成型」の試行工事において、熟練技術者等による若手技術者への育成指導を実施する場合に加点評価することとしております。	

項 目	備考
(4)低入札調査基準の見直しについて 国土交通省においては、低入札価格調査基準について、令和4年度に一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げていただき感謝いた します。 しかしながら、働き方改革への対応、人材の確保育成での給料の引上げや時間外対応、また、DXへの対応等により経費が増加し、利潤の確保 が困難になっている状況であります。 つきましては、一般管理費等に乗ずる係数の更なる引上げと、予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲となっている低入札調査基準について、9.5/10 程度に引上げるようお願いいたします。	
国土交通省が発注する工事における低入札価格調査基準については、諸経費動向調査の結果を基に、平成31年度には、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90であったものを0.75~0.92へ引き上げ、また、令和4年度には、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げを行ったところです。 引き続き、諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願いするとともに、低入札価格調査基準における設定範囲や計算式の係数の更なる引上げに関する要望については、本省へ伝えてまいります。	
(5) 賃上げの加点措置について 地方の中小建設業にとっては毎年の賃上げは大変困難な状況にあり、また、賃上げをしても加点措置の対象となる直轄工事量が減少し、経営に は負担が増えておりますので、総合評価方式での賃上げ加点措置を継続する場合は、下記事項について検討をお願いします。	
①一度の賃上げで複数年を評価する制度への改定の検討 ②賃上げ評価を実施する適用期間については、現状は年度で区切られておりますが、企業によっては決算時期が年度末ではない場合もあり不公平 感があるため、適用期間を各社の決算時期で対応とするか、または総合評価の入り口での賃上げ企業の評価でなく、「事後評価方式」への見直し の検討 ③減点制度の廃止の検討	
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の加点措置については、政府全体の取組として、国土交通省のみならず、他の国の機関も含め実施されているものです。	

項目	回答	備考
4. 働き方改革への対応について	(1) 働き方改革に対応した積算基準の見直しについて 建設業は2024年からの時間外労働規制の適用を受けることとなります。 建設業は慢性的な人手不足であり、若者の入職を促すためには週休二日制を確実にし、D X をはじめとする様々な働き方改革に取り組み、労働 規制を守り長時間労働から脱却することが求められております。 そうした中、国におかれましても、週休二日制の工事の施工、柔軟な工期の設定、変更等、働き方改革に向けて様々な対応をしていただいております。 その一方で、現場管理費は過去の実績に基づき純工事費に対する比率で積算され、また、最近では工期や天候等も勘案した割増率も計上されておりますが、現場技術者は昼間の現場管理の後に様々な事務作業を行っており、現状の業務に時間外労働規制や週休二日制を適用させるためには、補助の技術者の人員を増やしたり、工事書類の作成など現場業務をサポートする人材を活用しないと対応できない状況です。また、作業時間においても、9時から17時の場合と8時から17時の場合など現場によってまちまちな中で、時間外労働規制が施工量や工程にも影響し、工事着手の遅れや工事一時中止などが加われば工期はさらに延長することとなり、純工事費の増額がない場合は割増率だけでは到底賄えない状況です。 働き方改革に対応して、現場管理費について割増補正等だけでなく積算基準の抜本的な見直しをお願いします。	
	2024年度から適用される建設業の罰則付時間外労働の上限規制にあたっては、建設業関係者の皆様と連携し、課題の共有・解決を図りながら取り組んでいく必要があると認識しております。 積算基準の見直しに向けた検討も必要と認識しておりますが、まずは労働時間そのものを削減することが重要であると認識しており、これまで講じてきた施策(DXを通じた生産性の向上、適正工期の確保、週休2日制の実施、工事の平準化、書類のスリム化)を現場レベルまで徹底するとともに、引き続き業界とのコミュニケーションを通じて改善を図ってまいります。これらの施策を講じた上で、現場で必要となる諸経費の実態把握に努めてまいります。	
	(2)公共建築工事における働き方改革の対応について 国においては、働き方改革、時間外労働規制への対応として、週休2日制、CCUSの適用やDX推進の取組みを活用した発注工事の導入など様々なモデル工事に取り組んでおられますが、これらが適用される工事のほとんどは土木工事が対象となっており、建築工事については案件の発注が少なく、あまり進んでいないのが現状です。 また、地方公共団体の発注に係る公営住宅や学校施設等の新築・改築の建築工事の占める割合が比較的多いにもかかわらず、週休2日制やDXの取組みは、国と同様、ほとんど進められていない状況です。 つきましては、働き方改革を推進するため、公共建築工事においても、積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体への働きかけをお願いします。	
	建築工事におきましても、働き方改革の取組みとしまして週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定で実施、CCUSの適用、ICTの積極的な活用等を実施しております。これらの取組につきましては、引き続き関東甲信地区営繕主管課長会議等を通じて、各地方公共団体へ情報の共有を図ってまいります。	

項目	回 答	備考
り 5. 適切な現場対応に ついて	(1) 夏季期間の工期設定について 夏季期間の作業については、今年より国において猛暑日を工事積算の不稼働日とするなど熱中症対策に取り組んでいただいており、建設現場においても、職員・作業員の健康管理上、休憩や水分補給をこまめにとりながら熱中症対策、災害防止対策に努めております。 しかしながら、今年の猛暑は「10年に一度レベルの高温予想」で災害級の暑さが続き、国連事務総長も「地球沸騰化の時代が到来した。」と警鐘を鳴らす事態となっております。 特に、仮設足場組立作業、屋根工事作業、床版上での配筋圧接作業、アスファルト防水・舗装作業等では、外気温よりもさらに体感温度が上昇し、生命の危機さえ感じさせる極めて過酷な作業環境となっております。 また、学校改修工事などは、夏休み期間中に実施されることが多く、正に猛暑期間中の作業となります。 そこで、職員・作業員の健康管理の面、作業効率の面からも夏季期間の工事について、作業交代要員の増員などに伴う歩掛の拡充、或いはサマータイム制の導入による柔軟な工期設定など、特段のご配慮をお願いいたします。	
	直轄工事では、平成31年度より、工事施工中の日最高気温の状況に応じて、現場管理費等において熱中症対策に係る経費補正を行ってきており、令和5年度からは、工期設定の更なる適正化として、新たに猛暑日を考慮することとなりました。また積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認され、作業を休止せざるを得なかった場合には、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するように運用も行っているところです。	
	(2) 監理技術者等の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアルに基づき運用されていると思われますが、働き方改革により今後、育児休暇や介護休暇等の長期休暇の取得による技術者の途中交代をしなければならないことが予想され、技術者の不足等から同等の技術者を補填できない等も考えられます。技術者の交代については、交代時に求められる同等以上の技術力(工事成績)要件や施工実績要件の緩和を行うとともに、技術者が短期不在の場合については柔軟な対応をお願いします。 技術者が短期不在の場合については、監理技術者運用マニュアルにより、「技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。」とされておりますので、今後も引き続き柔軟な対応を図るよう、発注者への周知・徹底を図ってまいります。 長期休暇の取得による技術者の交代時に求められる「同等以上の技術力」の要件の緩和については、国土交通本省に伝えてまいります。	

6. D X の推進につい 国土交通省では、働き方改革への対応として生産性の向上に向けたICT施工やASP・遠隔臨場、BIM/CIM等を推進しておりますが、神奈川県内では、今年度ようやく県、政令市においてASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模ICT施工の試行も始まりました。つきましては、ICT施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況でありますので、DX普及、推進を図るため、資機材等の購入に係る経費について見積による負担措置の対応について、県・市町村への周知徹底の上、DX事業を推進するとともに、小規模ICT工事の積算基準の明確化をお願いします。 I C T 活用工事の積算要領は国土交通本省 H P にて公表されております。 https://www.mlit.go.jp/tec/constp/an/sosei_constp/an/state/cons	項目	回答	備考
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html	6. DXの推進について	今年度ようやく県、政令市においてASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模ICT施工の試行も始まりました。 つきましては、ICT施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況でありますので、DX普及、推 進を図るため、資機材等の購入に係る経費について見積による負担措置の対応について、県・市町村への周知徹底の上、DX事業を推進するととも	
積算要領においては(1)3次元起上測量、(2)3次元起計データ作放、(3)3次元出来形管理、(4)3次元データ納品について見積もりによる積算【(3)(4)については見積もりと補正率何れか適正値を計上】となっております 建設現場の遠隔臨場については、令和4年6月より営繕関係、港湾空港関係を除く全ての直轄工事を対象としているところです。 遠隔臨場に関する費用については、「関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施方針について」において、通信環境の整備等を含め全額 積上げ計上することとなっており、特記仕様書へ明示することとしています。 また、令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版)」を公表しましたので参考にしてください。 引き続き、関東ブロック発注者協議会等を通じ、県・市町村へ周知し取組の促進を図ってまいります。 小規模ICT施工は、令和4年度から実施要領や積算要領等の整備により開始されました。これら要領は国土交通本省のHPに公表されております。 積算要領においては対象建設機械の機種や規格、日施工量や損料加算額などが示されております。今後も適用工種が広がる予定ですので要領等整備だけでなく、県・市町村への周知も進めて参ります。 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html		https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 積算要領においては(1)3次元起工測量、(2)3次元設計データ作成、(3)3次元出来形管理、(4)3次元データ納品について見積もりによる積算【(3)(4)については見積もりと補正率何れか適正値を計上】となっております 建設現場の遠隔臨場については、令和4年6月より営繕関係、港湾空港関係を除く全ての直轄工事を対象としているところです。 遠隔臨場に関する費用については、「関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施方針について」において、通信環境の整備等を含め全額積上げ計上することとなっており、特記仕様書へ明示することとしています。 また、令和5年9月に「建設現場の遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版)」を公表しましたので参考にしてください。 引き続き、関東ブロック発注者協議会等を通じ、県・市町村へ周知し取組の促進を図ってまいります。 小規模 I C T 施工は、令和4年度から実施要領や積算要領等の整備により開始されました。これら要領は国土交通本省のH P に公表されております。積算要領においては対象建設機械の機種や規格、日施工量や損料加算額などが示されております。今後も適用工種が広がる予定ですので要領等整備だけでなく、県・市町村への周知も進めて参ります。	

回答参考資料

令和5年10月27日



国土交通省 関東地方整備局

1. 目的 設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第11条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

2. 組織

協議会(本体)の構成機関は、65機関となっている。

会 長:関東地方整備局長

【令和5年4月1日時点】

副会長: 関東農政局整備部長

茨城県土木部長

委員:国の機関、都県、特殊法人等は、部長級

政令市は、局長級

各都県の区市町村の代表は、局・部長級

(7省广17機関、9都県5政令市、代表9区市、25特殊法人等)

3. 協議会の事務

〇公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況や その他必要な事項について連絡調整を行う。

【主な連絡調整事項】

- 1. 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 2. 発注者間の支援
- 3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項
- 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会に おいて行う。

4. 幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要綱第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。幹事会は65機関、各分科会には関東甲信地域の全区市町村を含む471機関が参画。

関東ブロック発注者協議会

〔活動方針等の意思決定の場〕

関東ブロック発注者協議会 幹事会

[担当部局との情報共有の場]

都県分科会

※各都県単位で設置

·都県 ·政令市 ·区市町村

農政分科会

- •関東農政局 •都県農政系部局
- •都県土地改良事業団

建設分科会

- ·関東地方整備局
- •都県、政令市建設系部局

〔実務担当者との情報共有の場〕

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

全国統一指標

**** 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

- ※週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに 4週8休以上の確保を促進するための工事
- ※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することで ダンピング対策を図っているものを含む。

関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定) 国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準:1年*1以内に更新されている積算基準(*1営繕の場合は2年)

基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

<u>⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)</u>

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

⑥区市町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、 工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合 ※R4年度調査より指標を新設

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

全国統一指標

**** 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

・・・・ 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する 全国統一指標調査・関東ブロック独自指標

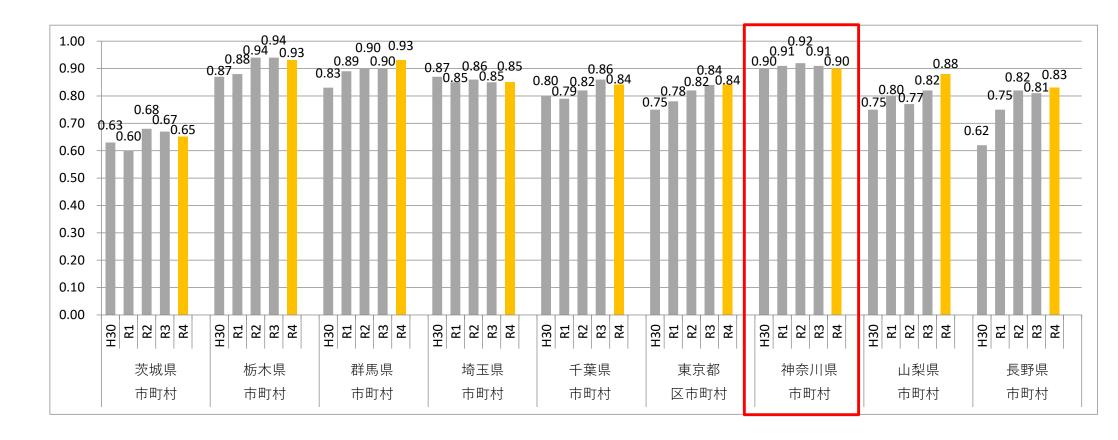
【令和4年度調査】

令和5年10月 関東ブロック発注者協議会

【工事】全国統一指標③:低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

- ・区市町村においては、都県単位でばらつきがみられ、0.6~0.9程度。
- ・R3年度からR4年度にかけて3県で増加、4県で減少、2都県が同程度であった。

【区市町村】



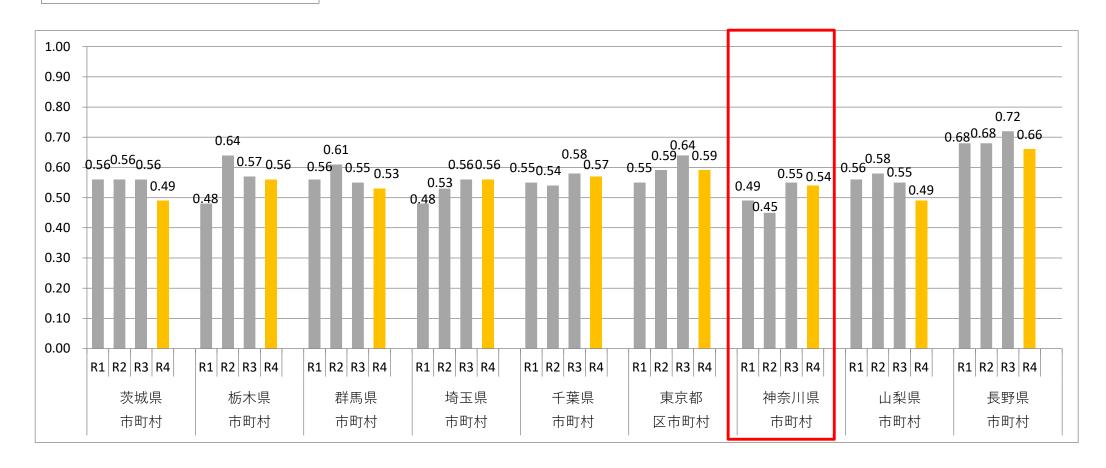
5

- 注1)本調査項目は、R2年度までは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データ、R3年度以降は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果をもとに算出している。
- 注2)政令市を除いている。
- 注3)対象工事: H30 予定価格(設計書金額を含む)が250万円を超える工事(随意契約を除く) R1以降 予定価格(設計書金額を含む)が130万円を超える工事(随意契約を除く)
- 注4)算出方法については7頁参照。

【工事】全国統一指標①:地域平準化率

- ・区市町村においては、概ね0.5~0.7程度。
- ・8都県において、R3年度からR4年度にかけて低下傾向であった。

【区市町村】



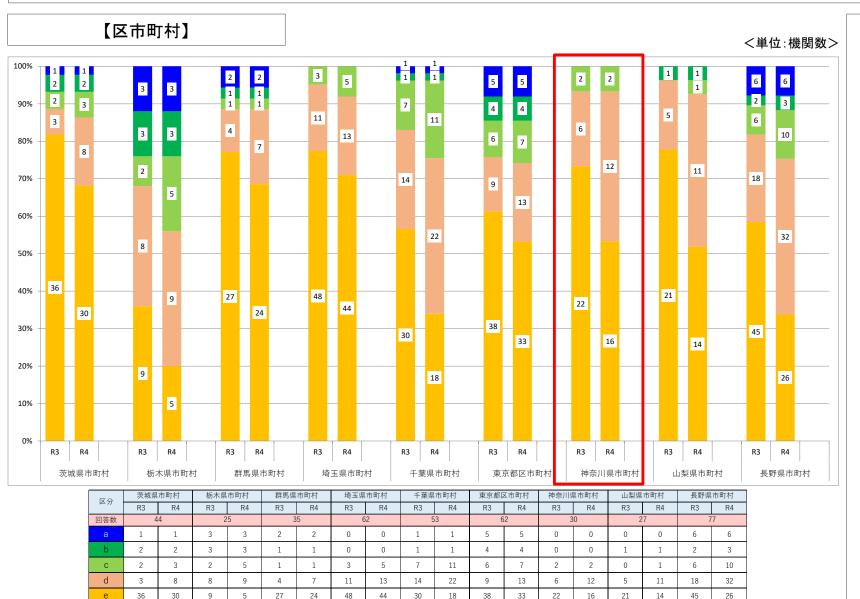
- 注1)本調査項目は、コリンズに登録されたデータベースをもとに算出している。
- 注2)政令市を除いている。
- 注3)対象工事:契約金額500万円以上の工事。
 - 年度途中で追加される補正予算等の工事を含む。
- 注4)地域性(積雪地域等)や工事特性(出水期等)により施工時期が制限される場合、または余裕期間を設定している場合があるが、算出にあたっては考慮していない。 6
- 注5)算出方法については7頁参照。

【工事】関東ブロック独自指標⑥:区市町村における週休2日対象工事の実施状況

・区市町村における週休2日対象工事の実施状況は、都県単位でばらつきはあるが関東ブロック全体の約2割の区市 町村で週休2日制工事として発注している。(c以上)

14

45

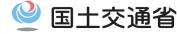


- 注1)本調査項目は、関東ブロック発注者協議会構成団体へのアンケート調査結果による。
- 注2)「各都県(区市町村)」には、政令市を除いている。

<凡例>

- ■a:全ての対象工事を、週 休2日制対象工事とし て発注手続きを実施し ている
- ■b:対象工事の半数程度 以上を、週休2日制対 象工事として発注手 続きを実施している
- c:対象工事の一部(半数 未満)を、週休2日制 対象工事として発注 手続きを実施している
- ■d: 週休2日制対象工事を 導入していないが、導 入に向けて検討を実 施している (概ね1年以内に試行 を実施する予定)
- e: 週休2日制対象工事を 導入しておらず、導入 に向けた検討も実施し ていない

営繕事業における働き方改革の主な取組 (令和5年度)



営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定 等

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」、「働き方改革に配慮 した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期 (受注者の責によらない場合の対応の徹底)
- ・各工程の施工期間の確保 (監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定)

週休2日の推進

- ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
- ┃・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施

施工時期等の 平準化

│・債務負担行為の積極活用 (適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度 │ の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正 な設定等

- •「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定
- ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
- ┃・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正

生産性向上

ICTの積極的な 活用等

- 生産性向上技術の活用
- ▶ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用 (原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行)
- ▶ 情報共有システムの活用 (機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能)
- ▶ 建設現場の遠隔臨場(原則全ての工事で適用)
- ➤ ICT建築土工、デジタル工事写真の小黒板情報電子化 等
- ・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進

書類の簡素化

- ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
- ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止 ・完成図等の提出を原則電子に一本化
- ・国の統一基準として工事の標準書式を制定

関係者間調整 の円滑化

- ・設計業務の発注における設計条件の明示(諸条件の整理と適用基準の明示等)
- ・適切な設計図書の作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等)
- ・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(設定された期限の遵守を契約図書に明記)
- ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(士会連合会)やBIMの活用)
- ・関係者間の情報共有や検討を迅速化 (会議の早期開催、情報共有システムの活用等)

令和5年10月27日

令和5年度 関東地方整備局への要望事項

一般社団法人 神奈川県建設業協会

神奈川県内の地域建設業の現況は、国土強靭化をはじめとする公共投資の拡大や 堅調な企業の設備投資意欲などから受注は上向いているものの、ウクライナ戦争終 息の出口が見えず物価高は依然として続いており、加えて、国内全体で賃上げが進 められていることによる人件費負担増などもあって、収益環境は厳しさが増してお ります。

さらに、コロナの終息とともに国全体が人手不足の状況に陥っている中で、慢性 的な人手不足が続く建設業界にとって人材確保はこれまで以上に深刻な問題とな っています。

こうした中、「防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策」は3年目を迎え、国・地方で自然災害への備えが進められておりますが、県内市町村においては、発注の平準化の遅れ、品確法の運用指針への対応も依然として進んでいないのが現状であり、国土強靭化を着実に推し進めるためにも、公共工事の早期発注・拡大や品確法の運用指針の徹底が強く望まれています。

その一方で、2024年に押し迫った時間外労働規制などに対応するため働き方改革 を進め人材確保を図ることが必要不可欠であり、仕事量の確保はもとより公共工事 における品確法運用指針の徹底などにより週休2日制を実施できるような一層の 改善が必要です。

こうしたことを踏まえ、次の諸事項について要望いたします。

1 公共事業予算の拡充と早期執行について

(1) 国土強靭化対策の充実強化

近年、地球温暖化に伴う異常気象により、河川の決壊や豪雨による浸水、がけ崩れなどが頻発し被害も甚大化しております。災害復旧、復興には莫大な費用と時間、労力を要することから未然に防止策を講じることが何よりも重要です。

こうした中、「防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策」は3年目を迎え、中長期的に明確な見通しの下で対策を計画的に推進するため国土強靭化基本法が改正され、令和5年7月には新たな国土強靭化基本計画が閣議決定されました。

新たな国土強靭化基本計画では、事後的に復旧を行うよりも少ない投資で大きな効果をもたらす「事前防災」を計画的に実施するとされておりますので、 具体的な施策の策定にあたっては、年々、甚大化、頻発化する災害の状況を踏まえ、老朽化するインフラの整備や急傾斜地への対応など、地域の隅々に行き渡る未然防止策が早急に講じられますよう、また、これまで以上の規模となりますよう、対策の充実強化をお願いします。

また、神奈川県内のインフラ整備につきましては、第二東名、横浜湘南道路等の道路網整備や河川堤防整備等が進められておりますが、国土強靭化のためにも新たな道路整備や河川整備について事業計画の策定をお願いします。

(2) 公共事業予算の早期執行について

2024年に押し迫る時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革を実現するためには、発注者のご理解、ご協力なくしては実現困難であります。

公共事業予算の執行にあたっては、早期執行に積極的に取り組んでいただくとともに、計画から発注までの期間短縮が期待される概数設計発注や性能発注 方式、デザインビルド方式といった方法を取り入れるなど、計画の促進が図られますようお願いします。

2 市町村への品確法運用指針の徹底について

「発注関係事務の運用に関する指針」では、発注者が必ず実施すべき事項に「予定価格の適正な設定」及び「施工時期の平準化」、「適正な工期設定」などが位置づけられていますが、市町村の発注については、最低制限価格の算定式において、いまだ最新の中央公契連モデルの水準に至っていないなど、まだまだ課題のあるのが現状です。

地域の安全・安心を守る一翼を担う地元建設業者が健全に事業継続を行っていくためにも、市町村において運用指針を遵守し、適切な発注を行っていただくことが重要です。

- ① 現在、国では最低制限価格の設定や低入札調査基準などで課題のある市町村について、個別に指導を行っていただいていることは承知していますが、これまで以上に市町村に対して強く働きかけをしていただくようお願いします。
- ② 施工時期の平準化について、慢性的技術者不足、技能者不足の回避のために、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を市町村発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。
- ③ 2024年から実施される時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革は、若 手人材の確保という面からも必ず実行していかなければならない課題です。国

や県などでは働き方改革への実現に向け対応いただいていますが、一部の市町 村では対応されていない団体もありますので、強い働きかけをお願いします。

3 入札契約制度・運用の改善について

(1)入札から開札までの期間短縮について

入札から開札まで約1ヶ月の期間を要し、配置予定技術者については他工事を受注した場合は辞退できますが、中小地元建設業では少ない技術者での他の工事への応札の段取りもありますので、入札から開札期間を1週間程度に短縮していただくようお願いします。

(2) 発注標準 C ランクエ事の発注限度額の引上げについて

物価・賃金・消費税等の上昇により工事原価も上昇しておりますので、地元 建設業者の受注機会の確保のためにも、発注標準(一般土木・建築) Cランク 工事の発注限度額を3億円から4億5千万円への引上げをお願いします。

(3) 熟練(高齢者)の技術者の加点について

若手及び女性の登用が加点の対象となる案件については、採用に強い大手企業が優位となり、募集しても若手、女性が来ない中小建設業者では不利な状況となっております。人材不足や就労環境が変化する中で若手、女性の活用は当然ではありますが、定年の延長等高齢者の活用も促されている状況ですので、高齢者の人材活用の観点から、熟練の技術者にも加点をお願いします。

(4) 低入札調査基準の見直しについて

国土交通省においては、低入札価格調査基準について、令和4年度に一般管理費等に乗ずる係数を0.55から0.68に引き上げていただき感謝いたします。

しかしながら、働き方改革への対応、人材の確保育成での給料の引上げや時間外対応、また、DXへの対応等により経費が増加し、利潤の確保が困難になっている状況であります。

つきましては、一般管理費等に乗ずる係数の更なる引上げと、予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲となっている低入札調査基準について、9.5/10程度に引上げるようお願いいたします。

(5) 賃上げの加点措置について

地方の中小建設業にとっては毎年の賃上げは大変困難な状況にあり、また、賃上げをしても加点措置の対象となる直轄工事量が減少し、経営には負担が増

えておりますので、総合評価方式での賃上げ加点措置を継続する場合は、下記 事項について検討をお願いします。

- ① 一度の賃上げで複数年を評価する制度への改定の検討
- ② 賃上げ評価を実施する適用期間については、現状は年度で区切られておりますが、企業によっては決算時期が年度末ではない場合もあり不公平感があるため、適用期間を各社の決算時期で対応とするか、または総合評価の入り口での賃上げ企業の評価でなく、「事後評価方式」への見直しの検討
- ③ 減点制度の廃止の検討

4 働き方改革への対応について

(1) 働き方改革に対応した積算基準の見直しについて

建設業は2024年からの時間外労働規制の適用を受けることとなります。

建設業は慢性的な人手不足であり、若者の入職を促すためには週休二日制を確実にし、DXをはじめとする様々な働き方改革に取り組み、労働規制を守り長時間労働から脱却することが求められております。

そうした中、国におかれましても、週休二日制の工事の施工、柔軟な工期の 設定、変更等、働き方改革に向けて様々な対応をしていただいております。

その一方で、現場管理費は過去の実績に基づき純工事費に対する比率で積算され、また、最近では工期や天候等も勘案した割増率も計上されておりますが、現場技術者は昼間の現場管理の後に様々な事務作業を行っており、現状の業務に時間外労働規制や週休二日制を適用させるためには、補助の技術者の人員を増やしたり、工事書類の作成など現場業務をサポートする人材を活用しないと対応できない状況です。また、作業時間においても、9時から17時の場合と8時から17時の場合など現場によってまちまちな中で、時間外労働規制が施工量や工程にも影響し、工事着手の遅れや工事一時中止などが加われば工期はさらに延長することとなり、純工事費の増額がない場合は割増率だけでは到底賄えない状況です。

働き方改革に対応して、現場管理費について割増補正等だけでなく積算基準の抜本的な見直しをお願いします。

(2)公共建築工事における働き方改革の対応について

国においては、働き方改革、時間外労働規制への対応として、週休2日制、CCUSの適用やDX推進の取組みを活用した発注工事の導入など様々なモデル工事に取り組んでおられますが、これらが適用される工事のほとんどは土木工事が対象となっており、建築工事については案件の発注が少なく、あまり進んでいないのが現状です。

また、地方公共団体の発注に係る公営住宅や学校施設等の新築・改築の建築 工事の占める割合が比較的多いにもかかわらず、週休2日制やDXの取組みは、 国と同様、ほとんど進められていない状況です。

つきましては、働き方改革を推進するため、公共建築工事においても、積極 的に取り組まれるとともに、地方公共団体への働きかけをお願いします。

5 適切な現場対応について

(1) 夏季期間の工期設定について

夏季期間の作業については、今年より国において猛暑日を工事積算の不稼働日とするなど熱中症対策に取り組んでいただいており、建設現場においても、職員・作業員の健康管理上、休憩や水分補給をこまめにとりながら熱中症対策、災害防止対策に努めております。

しかしながら、今年の猛暑は「10年に一度レベルの高温予想」で災害級の暑さが続き、国連事務総長も「地球沸騰化の時代が到来した。」と警鐘を鳴らす事態となっております。

特に、仮設足場組立作業、屋根工事作業、床版上での配筋圧接作業、アスファルト防水・舗装作業等では、外気温よりもさらに体感温度が上昇し、生命の危機さえ感じさせる極めて過酷な作業環境となっております。

また、学校改修工事などは、夏休み期間中に実施されることが多く、正に猛暑期間中の作業となります。

そこで、職員・作業員の健康管理の面、作業効率の面からも夏季期間の工事 について、作業交代要員の増員などに伴う歩掛の拡充、或いはサマータイム制 の導入による柔軟な工期設定など、特段のご配慮をお願いいたします。

(2) 監理技術者等の途中交代について

監理技術者等の技術者の交代については、監理技術者制度運用マニュアルに 基づき運用されていると思われますが、働き方改革により今後、育児休暇や介 護休暇等の長期休暇の取得による技術者の途中交代をしなければならないこ とが予想され、技術者の不足等から同等の技術者を補填できない等も考えられ ます。技術者の交代については、交代時に求められる同等以上の技術力(工事 成績)要件や施工実績要件の緩和を行うとともに、技術者が短期不在の場合に ついては柔軟な対応をお願いします。

6 DXの推進について

国土交通省では、働き方改革への対応として生産性の向上に向けた ICT 施工や ASP・遠隔臨場、BIM/CIM 等を推進しておりますが、神奈川県内では、今年度よう

やく県、政令市において ASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模 ICT 施工の試行も始まりました。

つきましては、ICT 施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況でありますので、DX 普及、推進を図るため、資機材等の購入に係る経費について見積による負担措置や小規模 ICT 工事の積算基準の明確化をお願いします。

令和5年度人材確保・育成のための新たな取組み

(一社) 神奈川県建設業協会

I. 神奈川県立横須賀工業高校 デュアルシステム実習の初年度がスタート

令和2年9月に県教育委員会と県建設業協会は、県立の専門学校における建設分野にかかる教育の推進や人材の育成等を目的とする連携と協力に関する協定を締結しています。

また、この協定に基づく取組みとして、県立横須賀工業高校と横須賀建設業協会及び県建設業協会横須賀支部が建設分野における長期現場実習の実施に関する覚書を併せて締結しており、令和5年4月12日からこの覚書に基づく実習(「デュアルシステム実習」と呼ばれる)が開始されました。

地方建設業界が、若い技術者を育成するために、全実習時間 120 時間にも及ぶ規模の時間を負担して実施します。

1. 実習内容:施工、安全、計画、製図、ドローンによる測量など、県横須賀土木事務所、

横須賀市及び協会所属企業などへのインターンシップ

2. 総校時 : 120校時(※授業のコマ数:1コマ50分)

4月12日~2月28日 1回の実習で1日(6校時)使い全20日間

3. 場 所 : 建設現場、横須賀建工会館、横須賀工業高校内、建設関連資材工場など



(県教育委員会との協定締結)



(生徒と会員企業との実習打合せ)



(重機による授業)

Ⅱ. 県内工業高校への出前講座を開始

これまで毎年、協会が実施してきたガイダンスセミナーを出前講座に変更し、各校の先輩技術者等を 講師として派遣し、建設業の今を伝えるとともに学生と経験談などの意見交換を通して建設業のやりが いを知ってもらうほか、建機や新しい技術にふれる講座を以下の内容で実施しています。

実 績:延べ5校 高校2年生236名 協力企業29社(9月現在)

1. 6月22日(木) 県立磯子工業高校 2年生35名

- (1)(小俣組)進行・顔合わせ・注意事項
- (2)4グループに分かれての体験研修
 - ①(小俣組) ドローン体験
 - ②(浜崎建設工業) 建機体験
 - ③(花和産業) 下水道管更生穴あけ体験
 - ④(相模開発) アスファルト舗装体験
- (3)集合 感想・質疑・まとめ



(建機体験)

2. 7月5日(水)県立小田原城北工業高校 2年生33名

- (1)事務局 進行・顔合わせ・注意事項
- (2)集合研修
 - ①(甲斐組) 「建設業の概要、やりがい」講話
 - ②(三和建設)「建設業で活躍するドローン」 映像を使った研修
- (3)2 グループに分かれての体験研修
 - ①(三和建設) ドローン体験
 - ②(司建設) 測量機器体験 (トランシット、オートレベル)



(測量機器体験)

3. 7月13日(木) 県立神奈川工業高校 2年生77名

- (1)事務局 進行・顔合わせ
- (2)集合研修
 - ①(渡辺組) 「建設業のあらまし、やりがい」講話
 - ②(渡辺組・松尾工務店・露木建設) 「高卒・大卒の違い」「現場監督の仕事」「自社の取組」 について各社から講話
- (3)3 グループでグループディスカッション(各社独自)
- (4)集合 各社2名先輩から経験談、生徒達との意見交換

4. 7月18日 (火) 県立向の岡工業高校 2年生52名

- (1)事務局 進行・顔合わせ・建設業のあらまし説明
- (2)2 グループに分けての体験学習
 - ①(奈良建設、三和工業、水村工務店) 各社保有のドローンによるデモンストレーション、 協会保有のドローンによる体験
 - ②(林間) 重機体験 (バックホウ体験、マシンコントロール実演)
- (3)集合研修
 - ① 各社説明 4社×各10分
 - ② 振り返り、質疑応答

5.8月30日(水)県立横須賀工業高校 2年生39名

- (1)(新晃産業) 進行・あいさつ
- (2)グループに分けての体験学習
 - ①(花和産業) 下水道管更生工事の体験
 - ②(新晃産業、林土木工業、下里建設、東建設、 山一施工、キリタ、穐本興業、絆大建設) 建設機械の操作体験
 - ③(日栄建設、日建工業、堀建設、片山建設、 木村建設、フロンティア) 建築工事に係る墨出し体験
- (3)質疑応答

6. (予定) 12月18日(月) 県立藤沢工科高校 2年生17名



(先輩から経験談、

(ICT 建機体験)



(墨出し体験)

Ⅲ. 建設系工業高校紹介冊子の作成

県内工業高校の提案に応じて、建設系工業高校の教育内容や特色、あるいは中学校からの入学者の声などを記事とした中学生向け冊子を作成しました。工業高校の説明会において活用していただくほか、中学校(408 校)の校長・進路指導教諭宛に郵送することによって、多くの中学生とその PTA の方々に建設系工業高校を知っていただき、入学希望者を増やす一助とします。

1. 原 稿 : 建設系工業高校各校4頁分の完全原稿を依頼

- 表紙デザイン:
 工業高校の生徒から募集(表彰を予定)
- 3. 配 布 : 1.1 万部印刷 各工業高校に 500 部、 各中学校に 15 部配布。他関係機関等





(建設系工業高校紹介冊子表紙・裏表紙)